

平成25年度 茨城県予算編成に関する要望書

平成24年12月21日

公明党茨城県議会議員会

井手義弘

高崎 進

田村佳子

八島功男

日本再建をどの政党が担うのかが問われた衆院総選挙で、国民は民主党政権に明確に「ノー」の審判を下しました。3年3カ月続いた民主党政権は、マニフェストの総崩れで国民との約束を破った上、経済、外交の失政で国益を損ない続け、日本を沈没寸前に追い込みました。

景気回復、防災・減災対策、社会保障と税の一体改革、エネルギー政策、行財政改革など国政の課題は、そのまま我が茨城県にあっても待ったなしの課題です。茨城県政の運営は、歴史上最も困難な時期に遭遇していると言っても過言ではありません。

平成25年度県予算は、橋本県政にとって5期目の総まとめの予算編成です。こうした難局を乗り越えるためには、県民一人ひとりの声を真摯に聴き取り、地元市町村・地域の意向を最大限に尊重することが何より大切です。その上で、知事の力強いリーダーシップが不可欠となります。

私も茨城県議会公明党は、県民に一番近い現場で、県民と語り、県民と共に行動してきました。そこで、実感し、発想した具体的な提案を「平成24年度茨城県予算編成への要望書」として取りまとめました。

貴職にありましては、一日も早い茨城県の復興と県民の幸福増進に全力を挙げて取り組んでいただきたく、下記の10の大項目、56の中項目、699項目の具体的な施策展開を強く望むものです。

平成24年12月21日

茨城県議会公明党議員会

代表 井手 義弘
高崎 進
田村 佳子
八島 功男

茨城県知事 橋本 昌 様

1.震災からの復興とポスト原子力社会への着実な移行

1-1.茨城県版「防災・減災ニューディール政策」を積極的に展開すること

1. 想定される三連動地震や首都圏直下型地震、房総・茨城沖地震などに備え、県民のいのちを守る公共施設の充実、補修などに積極的に投資すること。
2. 老朽化が進む社会インフラ（道路、橋りょう、上下水道、河川道、港湾など）の総点検を行うこと。
3. 県民のいのちを守る公共施設の計画的な修繕・更新を行い、長寿命化を図ること。
4. 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化や老朽化した管渠の更新を図ること。
5. 全国的にも遅れている学校や公共施設の耐震化を加速させること。
6. 民有地間の擁壁や土留めなどの総点検を行い、改修費用を補填する仕組みを創設すること。
7. 震災で使用できなくなっている市町村庁舎や消防、警察庁舎の再建を速やかに進めること。
8. 高速道路や国道、主要県道のいわゆるミッシングリンクの解消に重点的に取り組むこと。
9. 省エネルギーとランニングコストの削減、初期投資の軽減が期待されるLED照明のリース契約による一括更新などを大胆に行うこと。
10. 県有遊休地を活用したメガソーラー発電や洋上風力発電、バイオマスを原料とする燃料電池発電など、エネルギーの地消地産に務めること。

1-2.東日本大震災からの復興促進について

1. 被災者の生活再建のため、「茨城県東日本大震災復興基金」を活用して、被災状況に応じたきめ細やかな復興支援策、生活支援等を講じること。
2. 民有地間の擁壁や土留めなどの改修費用を補填する仕組みを創設すること。
3. 液状化による甚大な住家被害に対して、県独自の上乗せ支援策を講ずること。
4. 一定所得以下の被災者に、家屋等の解体費用などを公的に支援する仕組みを作ること。
5. 屋根瓦や塀など住宅の一部損壊に対して、市町村がその修理費の一部を助成する制度に対して、一定の補助を行うこと。
6. 民間住宅の復旧、耐震化などに擁する住宅改修への利子補給を拡充すること。
7. 文化、芸術、スポーツなど茨城県民の復興への機運醸成を図る事業も積極的に展開すること。

1-3.福島第1発電所事故対策・放射能対策について

1. 県民の不安解消のため、食品の放射能検査体制、設備の充実を図ること。
2. 国が高萩市に一方的に定めた「指定廃棄物最終処分場候補地」については、計画を白紙撤回させ、住民の理解を前提に再検討を行うよう国に求めること。
3. 市町村が行う除染活動を積極的に支援すること。除染の費用を国が負担することを定めた「放射性物質汚染対処特措法」について、次の4点を強く国に求めること。
 - ① 汚染状況重点調査地域の指定を受けない市町村についても、小中学校や公園とともに、局所的に放射線量が高い場所等（マイクロ・ホットスポット）において、除染活動を実施した経費については、国は財政支援を行うこと。
 - ② 汚染状況重点調査地域の指定を受ける市町村であっても、除染実施計画を策

定する区域外において、除染活動を実施した経費についても、国は財政支援を行うこと。これまでに市町村が実施してきた全ての除染活動の経費についても、国は財政支援を行うこと。

- ③ 学校等の除染活動により発生した土壌等については、現在その大部分が学校の敷地内に仮置きされている状況であり、市町村における除染活動の円滑な推進のためには、除去土壌等の仮置き場や最終処分場の確保が喫緊の課題であることから、具体的な方策を早急に示すこと。
- ④ 市町村が、放射線量の測定に用いる放射線測定器の購入経費も、国が全額負担すること。
- 4. 放射性物質の沈着量に関する詳細な県内マップを作成、公表すること。
- 5. 国の原子力防災区域の見直しに対応して、県の原子力防災計画を早急に見直すこと。原子力防災拠点（県の災害対策本部、原子力オフサイトセンター、県警本部など）の代替え施設の検討を開始すること。100万人以上の県民が円滑に避難できるよう、圏央道、東関東水戸線などを早急に開通させるよう国に求めること。こうした対応が完了するまで、東海第2発電所の再稼動を認めないこと。
- 6. 原子力防災協定の締結範囲について、30キロ圏内の自治体に拡充するよう、原子力事業者ならびに国に働きかけること。
- 7. 除染作業などで発生した放射性廃棄物の処分場の早期確保を国に強く求めること。
- 8. 風評被害の解消に向けて、わかりやすく即時性の高い情報発信、ニーズの変化に対応した情報発信に努めること。
- 9. 県内全市町村での放射性物質の空間線量検査、水道水、下水処理施設の放射性物質モニタリング検査を継続して実施すること。
- 10. 農畜産物介類のサンプリングを継続して実施すること。
- 11. 東京電力への損害賠償請求を県民並びに県内企業・団体が速やかに行えるよう、支援窓口を充実させること。
- 12. 東海第2発電所の運転再開（再稼動）は、以下の条件が満たされていない現時点では認めないこと。
 - ①福島第1発電所の原発事故が完全に収束し、その原因が明確に究明されること。
 - ②15メートル級の津波にも耐える防潮堤など津波対策の見直しが完了していること。
 - ③国の原子力防災区域の見直し、特に30キロ圏内の県民に安全な避難体制が確保されること。
- ※なお、東海第2発電所の稼働後40年移行の運転は、いかなる条件をつけても認められません。
- 13. 太平洋や県内湖沼への流入河川の放射能モニタリング測定を継続し、水や底泥の汚染状況を継続的に測定し発表すること。
- 14. 不安払拭のために子どもたちの甲状腺検診を、長期的な視野にたって行うこと。その費用に公費助成を行うこと。

1-4.被災者に対する生活支援について

- 1. 二重ローンの解消（軽減）のために必要な措置を国が講ずるよう、強く求めること。
- 2. 被災者の公営住宅の入居期限を出来るだけ延長すること。
- 3. リバースモーゲージ的な手法を導入し、高齢者の住宅改修・修理を支援する枠組みを検討すること。

1-5.県内中小企業支援について

- 1. 国が創設した保証制度の円滑な実施と審査基準の弾力的な運用を徹底すること。
- 2. 風評被害対策を全面的に支援すること。関係機関への賠償請求について、十分な支援

体制を整備すること。

3. 雇用調整助成金などの助成基準の見直しや弾力的な運用を国に働き掛けること。
4. 二重ローンの解消（軽減）やリース物件の喪失に関する救済措置にたいして、現状を反映した柔軟な運用を行うこと。
5. 中小企業のグループに関する震災復興助成制度の拡充を国に強く働きかけること。
6. 復興特区制度などを活用し、被災企業の新たな設備投資に対して格別の支援を行うこと。
7. 県制度貸の融資条件を柔軟に運用して、中小企業の資金繰りに応え、加えて返済条件緩和などの救済措置に的確に対応すること。

1-6.医療施設、社会福祉施設等の復旧について

1. 施設・設備の早期復旧に向けた財政的支援と耐震対策を進めること。
2. 災害に備え自家発電用燃料、医薬品、食料、飲料水（蒸留水）等の備蓄を増強すること。緊急時における地下水の利用を検討すること。
3. 聴覚障がい者や視覚障がい者に対する情報提供を充実すること。
4. 災害時における社会福祉施設等入所者の円滑な避難誘導の徹底を図ること。
5. 施設入所者等に対する心のケアを講じること。
6. 地域の救急拠点病院の復旧・整備などを積極的に支援すること（特に、北茨城市立病院、日立総合病院、土浦協同病院、県西新中核病院）。

1-7.農林水産業の復興について

1. 漁港や給油施設など漁業基盤施設の復旧に十分な予算を確保すること。
2. 農林水産事業者に対する資金的支援を十分に行うこと。
3. 風評被害対策を万全に行うこと。
4. アンテナショップ「茨城マルシェ」をはじめ、東京や横浜、北海道、愛知、大阪などの大消費地で積極的な茨城県産物のPR活動を展開すること。
5. 農林水産物に関する放射線量検査を徹底し、消費者の信頼を獲得すること。特にコメに関しては、よりきめ細やかな放射線量検査態勢を構築すること。
6. 風評被害に関しては、速やかにその全額が賠償されるよう国及び東京電力に強く働きかけること。
7. 放射性物質の土壌汚染、海洋汚染に関して、徹底した検査態勢を敷くとともに、汚染軽減策を具体的に実施すること。
8. 学校給食の食材に対して、引き続き放射線量検査を行うこと。また、国に対し学校給食の放射性物質モニタリング事業を継続するよう引き続き要望すること。

1-8.今後の震災・津波災害への体制強化について

1. 津波被害ファザードマップの見直し作業を早急に行うこと。
2. 県と市町村との非常用情報通信網の再整備を行うこと。
3. 市町村の防災行政無線戸別受信システム構築を技術的、財政的に支援すること。
4. 市町村の「被災者支援システム」導入を強力に推進すること。
5. 県の防災会議に女性委員を加え、きめ細やかな地域防災計画を策定すること。
6. 茨城県沖で今後30年以内に9割の確率で発生と言われる巨大地震に関する知見を深め、県民への情報提供、学校での防災教育に役立てること。
7. 被災自治体が提出した事業計画を早期に幅広く採択するとともに、被災自治体が提案する復興に必要な事業を基幹事業に追加するなど、復興交付金制度の柔軟な運用を図るよう国に働きかけること。

2.県民生活の向上のために県内産業の活性化と新産業の育成を

2-1.新産業の育成と企業誘致の推進

1. 新たな雇用を創出する企業の県内誘致を積極的に進めること。
 - 「茨城産業再生特区」や「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」などの優遇制度を積極的に活用すること。
 - 企業誘致担当者の権限を拡大し、ワンストップサービスを実現すること。
 - 知事及び幹部職員が、積極的な誘致活動（トップセールス）を行うこと。
2. つくば地域、東海地域における最先端の科学技術を活用した新事業・新産業の創出に全力を上げること。
3. ベンチャー企業の創業や県内誘致を積極的に図ること。新産業育成の拠点となる県ベンチャープラザの機能や権能を強化すること。
4. 新産業の創業支援のための、特許や新たなビジネスモデル、新技術などを担保として受け入れる新たな融資制度を検討すること。
5. インキュベータ施設の整備を具体的に進めること。水戸、日立、土浦などの空きビル対策として「まちかどインキュベータ」の創設を具体的に進めること。
6. 筑波大学、茨城大学、筑波技術大学、茨城工専、県立医療大学などの教育機関、地元事業者と連携して、産学官が一体となったベンチャー支援組織を強化すること。
7. 新たな産業分野として注目されている環境ビジネス分野において、リサイクル工業団地の整備を具体的に検討すること。
8. 高齢社会に対応する健康・生きがい作り関連の新たな産業を育成すること。
9. 地域における福祉、介護、育児、環境保護、生涯教育などの課題を、地域住民がビジネス手法で解決していくコミュニティビジネスを、積極的に育成、支援する仕組み作りを行うこと。先進的なコミュニティビジネスに対して、具体的な支援や積極的な情報提供を行うこと。
10. 企業誘致の決め手となる圏央道ならびに東関東道水戸線の早期完成を国に強く働きかけること。

2-2.震災復興と不況克服のために金融支援策の強化

1. 国が創設した新たな保証制度の円滑な実施と審査基準の弾力的な運用を徹底すること。（再掲）
2. 二重ローンの解消（軽減）やリース物件の喪失に関する救済措置にたいして、現状を反映した柔軟な運用を行うこと。（再掲）
3. 茨城県信用保証協会の経営基盤を強化し、中小企業に対する保証業務の拡充を図ること。
4. 中小企業向けの制度融資に、無担保・無保証融資を拡充すること。
5. 中小企業者の新分野（ベンチャービジネス）進出のための融資制度の枠を拡大し、利用しやすくすること。

2-3.製造業経営の安定と指導の充実

1. 県工業技術センターの施設及び研究指導機能の拡充強化を図ること。
2. 県上海事務所を活用した中国進出企業の支援策の展開を図ること。
3. 新産業（ベンチャービジネス）の育成策の展開を図ること。特に新産業育成の拠点となる県ベンチャープラザの機能や権能を強化すること。
4. 日立地区産業支援センターを地域製造業活性化の中心拠点として支援すること。

5. 中小製造業の高度な技術やノウハウを、県内外に紹介・宣伝する仕組みを最新の I T 技術を駆使して整備すること。インターネットでの情報発信を充実させ、外国語（特に英語・中国語）での情報提供を県がサポートすること。
6. 県内事業者の受発注システムをシームレスにつなぐ、県内企業受発注データベースを検討すること。
7. 団塊の世代の大量退職問題への対応を充実させること。

2-4.商業経営の充実安定

1. 中心市街地に大型商業施設や行政施設、住宅施設などを集約したコンパクトなまちづくりが出来るよう、誘導策を検討すること。
2. インターネットショッピング、カタログショッピング、戸別配送サービスなどの新業態に対応できる融資制度、コンサルティング体制を充実させること。
3. 商店街の環境整備の促進を図ること。商業者がインターネットや携帯電話など I T 技術を活用できるよう、技術やシステム構築の支援、人材の育成などを行うこと。
4. 街路、駐車場の整備、空き店舗の活用、買い物バスの運行、運行集客のため駐車場 30 分無料など商店街の活性化を図ること。
5. コミュニティビジネスの振興、大規模小売店舗と小売業の連携など、街づくりと一体となった新しい商業集積づくり、商店街の活性化に取り組むこと。
6. チェーンストアやコンビニエンスストアなどに商店街組織への加入を求め、互いに協力して商店街の活性化を図るための条例等の制定を検討すること。
7. 高齢化社会に対応した買い物弱者支援の先導的なビジネスモデルを構築すること。
8. 合併市町村の一体性の速やかな確立のため、商工会議所と商工会の合併を可能とする法制度の整備を国に要請すること。

2-5.地場産業の育成

1. 地場産業、伝統産業の育成強化を図ること。地場産業振興のビジョンの具体化を図ること。
2. 観光振興対策の一環として市町村が行う観光関連施設の整備事業に対して県は積極的に支援すること。本県観光のイメージアップと誘客宣伝をより強力に推進すること。
3. 外国人観光客の誘致に積極的に取り組むとともに、海外からの観光客を受け入れられる旅館や民宿、レストランなどを募り登録した施設を観光協会などのホームページで公表したり、簡単な会話集・パンフレット・メニューを作成したり施設運営面での向上を支援すること。
4. 郷土に伝わる民芸・工芸等の技術・伝統を守り、その普及を図ること。

2-6.雇用拡大対策

1. 時代に即応した産業技術専門学院の整備、公的職業訓練の一層の充実を図るとともに、コンピューター関連・福祉関連・環境関連などの技能向上を促進すること。なお、「日立産業技術専門学院」を J R 常陸多賀駅周辺に新築移転すること。
2. 高齢者の再就職支援を強化すること。特に I T 関連技術の習得の機会を拡大すること。
3. 企業の障がい者雇用率を高めるよう積極的な啓発活動を行うなど、障がい者の雇用拡大、就労促進に向けて全力で取り組むこと。県および県関連事業所の障がい者雇用率の向上を図ること。
4. 女性の就労機会拡大のため福祉分野や I T 関連分野での職業訓練を充実させること。
5. 介護や農林業などへの一層の雇用創出を図るとともに、農工商連携の充実、地域の知恵を結集した観光ビジネスの活性化などによって、地域雇用の拡大に取り組むこと。

6. 離職者支援資金制度の県民への周知徹底を図りその円滑な運用を行うこと。
7. Uターン就職の支援や高齢者・障がい者の就職の斡旋をするなど、県の職業紹介体制の強化を図ること。
8. 農業・漁業関連の職業紹介にも取組めるよう体制を整備すること。
9. 県就職支援センター（ジョブカフェいばらき）を県内主要都市に拡充させるとともに、ジョブカード製の普及と啓発に努めるなど、若年層の就職支援をきめ細かく行うこと。
10. 非正規雇用者の正規雇用への移行を支援する相談窓口の整備を行うこと。
11. 年長フリーターの正社員化のために国の制度と連携し、事業者の啓発・指導に当たること。
12. 女性の就業支援を促進するため、ハローワーク土浦内への「マザーズサロン」設置を国に働きかけること。
13. 雇用の安定確保を促進するため、働く希望を持つすべての青少年、女性、高齢者、障がい者や外国人等の就業参加の実現に向けて、正規雇用を促進する施策を充実するとともに、労働者派遣制度を改善するよう国に強く要請すること。

2-7.情報通信基盤整備とICT技術の利活用推進

1. いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）の積極的な利活用を推進し、県内各地域の情報格差を是正すること。新産業の育成のため民間事業者の利用を積極的に促すこと。行政分野のITを進め、便利で効率的な行政システムの構築に資すること。
2. 個人認証機能や入札時の公証機能、災害時の被災者支援システムなど、県内市町村が共通に利用できるソフトウェアを県が責任を持って整備すること。
3. ISP、ASP、iDC、CATV などIT関連事業者の県内進出を、積極的に促す優遇措置の創設を検討すること。
4. 放送と通信が融合した新時代のメディアの県内誘致を進め、そのためにもFTTH化を促進すること。
5. IBBNの市町村接続ポイントの民間開放を市町村に促し、利活用の促進を図ること。
6. 2015年度を目途に、全ての世帯で超高速ブロードバンドサービスが利用できる“光の道”構想実現に向けて、民間事業者、市町村と協働して基盤整備を図ること。
7. 県内小売業のインターネットを活用した新たなサービスに対して、技術的支援、財政的支援を行う体制を整備すること。
8. 全ての県民がITの果実を享受できるよう公衆無線LANスポット（Wi-Fi）などの県施設、市役所、町村役場、公民館、図書館などへの設置を促進すること。
9. デジタルデバイド解消のために積極的な施策を展開すること。
 - 高齢者を高齢者が教えるシニアパソコン研修の実施
 - 再就職や転職支援のためのパソコン研修の充実
 - 障がい者のため施策の充実
 - 小学校低学年からのコンピュータリテラシー教育の推進
10. 障がい者の就労の場を拡大するためIT関連事業を特化させた就労継続支援事業所等を県北地域、県南地域に整備すること。
11. インターネットによる商取引の相談・苦情処理窓口を充実させること。
12. 県のIT化を進める情報化統括監（CIO）を中心に、業務・システムの最適化やITを活用した業務改革を推進すること。
13. 統合型GISについては、地図情報の電子化を推進するとともに、携帯電話端末との連携や民間のホームページとシームレスに連携できるインターフェースを整備すること。

3.行財政改革の推進

3-1.財政基盤の充実強化

1. 行財政基盤強化のため、地方税財源の確保を国に働きかけること。
 - 地方の担うべき事務と責任に見合った税源配分を要請するとともに、所得税など基幹税による税源移譲と地域偏在性の少ない地方税体系を構築することを国に強く働きかけること。
 - 法定外税の課税自主権を確保すること。
 - 自動車関連諸税の見直しにあたっては、地方の減収分についての補填を確実にを行うなどの措置を講じ、県財政に影響の及ばないよう国に強く要請すること。
 - 少子高齢化の一層の進行に伴って、今後大幅な増加が見込まれる社会保障関係経費などの財政需要について、地方財政計画の策定時に適切に反映するよう国に要請すること。
2. 景気後退などによって生じる地方税や地方交付税の原資となる国税の減収分について、また、政策減税に伴う地方税の減収については、国の責任において財源措置を講ずるよう国に働きかけること。
3. 地方交付税は地方固有の財源であり、地方の財源不足に対応した交付税総額を復元・充実するよう国に働きかけること。
4. 事務手続きの簡素化、超過負担の解消など国庫補助の改善を国に働きかけること。
5. 県税や県営住宅の家賃、県営施設の利用料など収入未済額の縮減に全力を挙げること。
6. 遊休県有施設、県有地の有効活用を図り、不要不急のものは積極的に処分を行うこと。
7. 財政再生再建団体への転落を回避するとともに、持続可能な財政運営及び将来の世代に過大な負担をさせないために、県債残高（国の地方財政対策による特例的な県債を除く）の減少など財政構造改革を推進すること。また、分かりやすい財政情報の開示に努めること。
8. 本県所有の施設、建物の老朽化に伴う耐震化、長寿命化などの維持管理対策に取り組むとともに、建て替えなどによる将来負担額とその対応策を県民に明らかにすること。
9. 大好きいばらき県民債や日本版レベニュー債の発行など、多様な資金調達法を検討・実施すること。
10. 物品の調達や管理等にリース方式を採用導入して、効率的な民間資金の活用をはかること。
11. 県有固定資産に係る台帳を整備し、減価償却残高や累計額を明示して、県有資産の長寿命化や更新のための数値管理を図ること。

3-2. I T 技術を活用して電子県庁の構築

1. 県の I T 化を進める情報化統括監（C I O）を中心に電子県庁の構築を推進し、県民サービスの向上と簡素・効率的な行政の実現を図ること。
2. 県のインターネットセキュリティの強化を図り、専門家の採用と育成を進めること。
3. 庁内の全ての手続きを一ヶ所で処理できるワンストップ行政サービスを実現すること。
4. 県民が自宅や会社にいながら、様々な行政手続きや、申請書のダウンロードができる体制を更に充実させること。県民への情報公開が、インターネットで行えるようシステムの整備、制度の改善を進めること。
5. 入札制度の効率化と透明性の向上のため、事業者に対して電子入札の啓発と導入の支援を行うこと。市町村の電子入札普及のためシステム共同利用や支援事業を進めること。
6. 市町村業務の I T 化推進のサポートを行うこと。

7. 携帯電話に対応したインターネット情報提供サービスを充実させること。
8. 県職員、教員のＩＣＴ技術の習熟を図ること。
 - ウェブ技術の専門家を養成すること。
 - プレゼンテーションソフト（PowerPoint など）の講習を充実させること。
 - ワープロソフトの統一を検討すること（原則的に Word を活用）。
 - ブロードバンドに対応した動画放映などの技術講習を行うこと。
 - 県内市町村のＩＴ技術者のレベルアップを図ること。特に、セキュリティやウィルス対策に関する専門家を育成すること。
9. インターネットテレビ「いばキラTV」において、一般県民やNPO、ボランティアなどから広く映像ソフトを募集するなど、デジタル方式でのオンデマンド・インターネット配信を充実すること。
10. 新たな情報媒体として定着したSNSサービスを積極的に活用すること。具体的には、Twitter、facebook、Line などの活用を促進させること。特に、facebook に関しては、課別の facebook ページの立ち上げを検討し、県民との双方向での情報交換を行うこと。
11. 県警内のサイバー犯罪に対応する部門の体制（技術の向上を含む）を強化すること。
12. 教育の分野でのＩＣＴ化を推進し、コンピューター等の整備、最新機種への更新、インターネットへの対応、校内LANの整備を進めること。
13. 教育分野へのＩＣＴボランティアの導入を図ること。
14. 県民への様々な相談・問い合わせに対して、電子メールでの相談受付体制の充実を図ること。
15. 庁内各機関の通信費低減のため、ＩＰ電話の導入を積極的に検討すること。
16. 県と市町村が連携してシステムの集約化、統合化を図る“自治体クラウド”を導入するとともに、新サービスの立ち上げなどを推進し、県民に開かれた「電子自治体」実現を目指すこと。
17. 庁内文書のPDF化、タブレット端末などの導入を進め、紙ベース資料の削減を行うこと。

3-3.組織機構のスリム化と行政事務の効率化

1. 県の出資法人について、法人数の削減目標を踏まえた抜本的な見直しを行うとともに、情報開示を徹底すること。
2. 県の出資法人への県職員の再就職を原則全廃する方向で検討を行うこと。出資法人役員は民間から能力のある人材を登用すること。
3. 生涯学習、文化事業は知事部局への移行も含め、一体的な政策展開を図ること。
4. 県庁組織については、効率的・戦略的な組織構築を目指し、部・課体制の抜本的な見直しも含めて、組織改革を研究すること。例えば、現在、生活環境部国際課に属する「茨城県上海事務所」を、商工労働部の所管とし、中国や東南アジアに対する茨城県の企業、産業の交流拠点として一層活性化させること。
5. 組織体制や事務所数を見直し、スリム化、効率化、一元化などを目指した統合・集約化を促進して、県の出先機関の再編整備に取り組むこと。その際、県民の利便性を最優先すること。
6. 事務経常経費を大幅に削減すること。
 - 事務経常経費の削減状況を開示すること。
 - 決裁体制を見直し効率的なシステムを構築すること。
 - 申請書類の記入項目や添付書類の削減、押印の見直しなどを一層進めること。
 - ＩＴ化を一層進めること。具体的には、庁内イントラネットの活用、DTP、電子申請・届出システムの活用による印刷経費の削減、データの共有化・電子データ化の推進、ＩＰ電話の導入による通信経費の削減などに取り組むこと。
7. クールビズ、ウォームビズなどの運動を積極的に展開し、省エネルギーと温室効果ガスの削減に取り組むこと。

8. 民間でも出来る事務事業は大胆に民間への移行を進めること。その際、企業やNPOなど民間の優れた能力を十分に活用すること。
9. 公共施設への指定管理者制度の活用を拡大し、県民サービスの向上と効率的な運営を図ること。
10. 公共施設については、予算編成の中に減価償却の観点を組み込むとともに、これまでの対症療法的な維持管理から、長寿命化をめざし、計画的・効率的な取り組みをすること。
11. 県の公共事業に積極的に民間活力を生かすこと。全国に先駆けて茨城県が発行したレベニュー債、PFI事業などを大胆に展開すること。
12. 省エネと費用削減を両立できる照明のLED化などをリース契約制度を活用し一挙にすすめること。特に、県管理の道路照明に関して、全面LED化を3年以内に完了すること。

3-4.人件費をはじめとする事務的経費、公債費の抑制

1. 総人件費についても削減目標を明確にして削減を図ること。一般行政事務職については、更なる定員削減を行うこと。
2. 退職手当債の活用、定数減などによって退職手当の支給を抑制するとともに、早期勸奨退職制度を活用して、退職手当支給額の平準化を図ること。
3. 知事・副知事などの特別職の退職手当の見直しを断行すること。
4. 県立病院や県立福祉施設職員の待遇や給与体系に関して一層の見直しを進めること。
5. 専門職職員の見直しを図り、外部委託できる職種は退職時不補充の原則で臨むこと。
6. 県債の償還方法の変更による負担の平準化を図ること。
7. 国の繰上償還制度の延長を要請し、利率の高い県債の借換えを行うことにより、県債利子（公債費）の圧縮を図ること。
8. 一時借入金の金利負担軽減のため、多様な資金調達方法を検討すること。
9. 行政資源の効果的、効率的配分や、PDCAサイクルによる質の高い行政システムを実現するため、政策評価制度の一層の充実と活用を図ること。

3-5.県職員の資質向上とモラルアップ

1. 法令遵守体制を整備し、高いコンプライアンス意識を醸成し、県民の模範となる県職員の資質向上をはかること。
2. 県職員の受験資格から国籍条項を撤廃すること。
3. 県職員の採用試験に、独創性や協調性、説得力などを重視する新たな選抜方法を検討すること。民間人の試験官などを積極的に活用すること。
4. 民間企業での長期研修や海外研修、国や他自治体（他都道府県、他市町村）での研修を充実させること。
5. 新採用職員について、ボランティアやNPOでの活動を積極的に奨励すること。また、県職員のボランティアやNPO活動、消防団活動などを積極的に奨励すること。
6. 住民が主役＝お客様との意識改革を徹底し、接遇態度を一新させること。
7. 県庁業務の改善提案（TQC）運動などをさらに充実させること。
8. 業績によって受けられる給与が変わる、新たな給与体系を研究すること。
9. 国の補助事業、県単独事業などの事業費の使用状況について調査し、公金の管理や使い道の透明性を高めるために最善を尽くすこと。いわゆる官製談合を根絶すること。
10. 不適正な経理処理を防止するため、職員の公金意識の徹底や納品検査の厳格化などに取り組むこと。

4.地方分権改革と県民本位の行政システムの構築

4-1.地方分権改革の推進

1. わが国の統治体制のあり方そのものにかかわる「地域主導型道州制」について、必要性や課題などの議論を深めるとともに、地域の活性化、充実した行政サービス、住民本位の地域づくりに向けて、その導入のための取り組み、備えに万全を期すこと。
2. 本格的な人口減少社会の到来に備えるため、自助・共助・公助の組み合わせに知恵を集め、住民が主役となる豊かな地域社会、真の分権社会づくりに全力で取り組むこと。
3. 旧合併特例法期限内に合併を実現した市町村に対する県の財政支援措置を確保すると共に、国の支援策に対し所用額の確保を要請すること。
4. 地方分権の受け皿となる基本単位である市町村の行財政能力の向上を図るため、県独自の支援制度を創設するなど、市町村の広域合併に向けた取り組みに、なお一層の支援を行うこと。
5. 国庫補助負担金については、真に地方の自由度の拡大につながる廃止、縮減を進めるよう国に働きかけること。
6. 地方主権一括法による地域の自主性や自立性を高める改革に対して、市町村の条例改正等の支援体制を強化すること。

4-2.県民へのサービスの向上と情報公開

1. 事務事業評価制度の拡充を図ること。県民の目線から県事業の見直しを行う「事業仕分け」制度の導入を検討すること。
2. 県民への積極的な情報公開、県民の行政参画機会の増大を図り、公平・公正な県政運営を進めること。また、インターネットでの情報公開を拡大すること。
3. いばキラTVを活用して県内情報発信に創意工夫あるコンテンツ作成に取り組むこと。
4. 外部監査制度を更に拡充し、行政の公正な執行を図ること。
5. 公共工事の入札制度の見直しを更に進め、「一般競争入札」の対象範囲の拡大を図ること。
6. IT時代に対応したワンストップ行政サービスを実現すること。インターネットにより諸手続が完了できるよう電子県庁を早期に整備すること。
7. 昼休み時間の窓口業務を、すべての窓口で行えるよう努めること。

5. 少子高齢社会への対応

5-1. 少子化対策の大幅拡充

1. 「次世代育成支援課」あるいは「少子対策課」を部外に新たに設け、総合的な少子化対策を充実させること。
2. 子育て支援とともに子どもの権利条約の精神にも則り、子どもの権利・子育て支援を総合的に保障しようとする「(仮称) 茨城県子育て支援条例」の制定を検討すること。
3. 次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と家庭の両立に取り組む企業を拡大するための制度を拡充すること。
4. 小児医療費助成制度を拡充し、当面、小学校卒業時まで無料化を行うこと。将来的には、中学校卒業までの医療費無料化を目指すこと。
5. 小児医療費を県市町村が肩代わりする場合の国からのペナルティーを止めるよう国に求めること。
6. 妊婦健診の完全無料化を恒久措置として行うよう国に働きかけること。
7. 国の不妊治療助成金とあわせ、県としての支援を上乗せすること。
8. 認定こども園の拡充に努力すること。認可外保育所の運営費に対する補助をすること。
9. 児童福祉施設（児童館・保育所等）の整備充実を図ると共に、指導員・相談員などの強化を促進すること。
10. 就労と育児を両立させるための支援策（事業所内保育サービス・時間延長保育サービス・駅前保育サービス・在宅保育サービス・放課後児童クラブ等）を積極的に展開すること。また保育料の大幅軽減を図ること。
11. 育児支援ボランティア等の育成を積極的に図ること。
12. 24時間、出産・育児の相談に応えられる家庭支援体制の整備を推進すること。
13. 夜間・休日昼間に限られた子ども救急電話相談「＃8000」を、24時間対応出来る体制にすること。
14. 拠点病院・輪番制などによる小児救急体制を地域の状況に合わせて県内全域に整備すること。
15. 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化について、出会いの場づくりの一層の促進を図るとともに、職場、学校教育などの幅広い分野での結婚に結びつく取り組みを進めること。
16. 産科医の確保に全力を挙げるとともに、助産師、助産院との連携を深めつつ、周産期医療体制の整備・充実を図ること。
17. 放課後児童クラブの待機児童解消、預かり時間の延長などに向けての支援を充実させること。
18. いばらきキッズクラブカードの普及を図り、協賛店舗の拡大を図ること。特に、コンビニエンスストアや全国展開のチェーンストアへの拡大を図ること。
19. 企業において従業員の仕事と子育ての両立支援が進むよう、事業所内託児施設の設置や育児休業制度の拡充など、支援策の充実を働きかけるとともに助成制度を拡大すること。
20. 就学前の子供に対する保育・幼児教育について、親の就労の有無にかかわらず、必要とされるサービスが提供できる制度の創設を国に働きかけること。

5-2. 母子・父子福祉施策の充実と児童・青少年の健全育成

1. 児童虐待へ発展することもある親にとっての育児不安を軽減するために、心理相談員・保育士の配置を推進する「乳幼児健診に於ける育児支援強化事業」の普及促進を市町村に働きかけること。
2. 児童虐待事実の存否についての確認、学校・児童相談所等の対応に関して、学校教員

- や児童相談所相談員等の相談体制を整備すること。
3. 十分な生活資力がないドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）被害母子等に対して、民間アパート等への入居費の助成を図ること。DV被害者が駆け込むことが出来る緊急一時保護施設（シェルター）の確保に支援拡充すること。
 4. 県発達障害者支援センターを拠点に、発達障がい者の家族や教師等を対象にした助言指導を推進すること。
 5. 保健師・助産師などの確保を図ると共に、その待遇改善と研修の充実を促進すること。
 6. 母子が完全自立するまでの一定期間入居できるようなサテライト型（小規模分園型）の母子生活支援施設の整備を支援すること。
 7. 母子家庭で大学入学などによる多額の教育費用が必要なときに、十分な貸し付け支援を図ること。
 8. 「子育て支援短期利用事業」・「夜間養護等事業」の普及促進を市町村に働きかけること。
 9. 放課後や長期休暇の際に、障がいのある中学生・高校生を預かる取組みを行う市町村に対し費用助成をすること。また、特別支援学校の児童・生徒に対して、放課後・長期休暇時の預かり事業を積極的に推進すること。
 10. 「思春期における保健・福祉体験学習事業」や学校教育での性教育・健康教育などの普及促進を市町村に働きかけること。
 11. 幼児期から読み聞かせを行うことで親子の絆を深め、子どもの情操教育に役立つブックスタート事業を市町村に働きかけること。保育所などを通じて食育の充実を図るよう市町村に働きかけること。
 12. 「茨城県奨学金貸与制度」の拡充を図ると共に、国の奨学金制度の更なる充実を働きかけること。
 13. 引きこもり対策を民間団体とも協力しながら積極的に展開すること。
 14. 緊急一時的な保育を行う一時保育事業を推進すること。病児・病後児の保育施設の拡充を図ること。

5-3.高齢者対策

1. 介護保険制度が円滑に運営できるよう引き続き市町村の体制整備を積極的に支援すること。
2. 介護予防・健康増進につながる筋力トレーニングなどが出来る拠点づくりを推進すること。
3. 介護保険事業者の資質向上、適正な事業展開を監督・指導すること。事業者の情報を広く県民に提供すること。
4. 介護報酬の不正請求する事業所のチェック体制の強化を図ること。
5. 安心・安定の基礎年金制度の確立を国に強く要望すること。国民年金の未納対策のため、保険料徴収事務に対して、市町村とともに県も協力すること。
6. 高齢者虐待防止法の趣旨を広く県民に広報し、福祉施設や家庭での虐待を根絶すること。
7. 高齢者福祉の担い手であるホームヘルパーの量的・質的向上を図り、介護福祉士資格への円滑なレベルアップを支援すること。介護作業の負担を軽減できる、技術開発を促進し、福祉医療機器の普及を図ること。
8. 特別養護老人ホームや老人保健施設などの整備に都道府県ごとの独自の基準を認めるよう国に働きかけること。具体的には、地域の実情によって、特別養護老人ホームの多床室の整備も促進すること。
9. 認知症疾患医療センターの整備強化を図ること。認知症の改善に効果があるとされる「音楽療法」「学習療法」「芸術療法」などのモデル事業を創設し、その普及を図ること。
10. 介護予防施策の充実を図ること。特にいきいきヘルス体操などの普及に努めること。

茨城県立健康プラザで進める「シルバーリハビリ体操指導士制度」を一層充実させ、シルバーリハビリ体操指導士の市町村での活用を促進させること。

11. 高齢者を対象とした職業訓練施設の整備充実を図ること。高齢者雇用の拡大を図ること。高齢者が起業する際の支援制度を創設すること。
12. 高齢者の健康診断等の充実を図ること。
13. 「徘徊高齢者家族支援サービス事業」の普及促進を市町村に働きかけること。
14. 小中学校の余裕教室を高齢者福祉の拠点としての活用について支援すること。
15. 後期高齢者医療制度の負担軽減に国や広域連合などが積極的に取り組むこと。70歳以上の医療費自己負担を1割に据え置くよう国に対して強く要請すること。
16. 一部で認められたホームヘルパーによる痰の吸引行為の条件緩和を、更に国に働きかけること。
17. 介護職員による痰の吸引や経管栄養が実施できるよう、研修実施体制を強化すること。

6.安全で安心できる快適な県土づくり

6-1.原子力関連施設の安全確保と周辺地域の振興

1. 国の原子力防災区域の見直しに対応して、県の原子力防災計画を早急に見直すこと。原子力防災拠点（県の災害対策本部、原子力オフサイトセンター、県警本部など）の代替え施設の検討を開始すること。100万人以上の県民が円滑に避難できるよう、圏央道、東関東水戸線などを早急に開通させるよう国に求めること。こうした対応が完了するまで、東海第2発電所の再稼動を認めないこと。
2. 県内全市町村での放射性物質の空間線量検査、水道水、下水処理施設の放射性物質モニタリング検査を継続して実施すること。（再掲）
3. 東海第2発電所の運転再開（再稼動）は、以下の3つの条件が満たされない限り、認めないこと。なお、40年を超えての運転は認めないこと。
 - ①福島第1発電所の原発事故が収束し、その原因が明確に究明されること。
 - ②15メートル級の津波にも耐える防潮堤など津波対策の見直しが完了していること。
 - ③国の原子力防災区域の見直しに対応した、原子力災害への体制整備が完了していること。
4. JCO臨界事故に関する住民の健康管理を継続的、永続的に行うこと。新たな焼却施設建設に関しては、地域住民の不安解消を前提とするよう事業者を指導すること。
5. 消防、警察の原子力災害・事故に対する防護服、防災資機材を充実させること。
6. 県職員並びに市町村の原子力防災関連職員の教育・訓練を徹底すること。原子力専門職員の育成、採用を進めること。
7. 東海村を中心にした地域を、「減原発」、「原水爆の拡散防止」などの“原子力センター”として整備すること。（東海村を原子力発電のソフトランディング拠点として位置づけること）
8. 国や関係機関、地域住民、学校等と連携し、原子力防災訓練の充実を図ること。

6-2.万全な防災対策の整備

1. 茨城県沖で30年以内に9割の確率で発生すると予測される「M7以上の巨大地震」を見据えた防災体制を構築すること。
2. 東日本大震災を踏まえ、市町村地域防災計画の策定への指導、援助を図ること。
3. 県有公共施設に関し、耐震性の劣る施設等の具体的な改修計画を策定し、平成27年度までに耐震化を実施すること。
4. 津波対策として、海岸や河川河口部の堤防整備を推進するとともに、ハザードマップの作成、小中学校等での津波防災訓練の実施など励行すること。
5. 県ならびに市町村間の広域防災協定の締結を進めること。
6. 異常気象による集中豪雨による都市型水害対策に強力に取り組むこと。
7. 県内市町村庁舎の建替え、耐震化を支援し、非常用自家発電装置、非常用通信装置などの充実を促すこと。
8. 防災情報を地図上で確認できる統合型GISの整備を市町村と一体になって進めること。
9. 震災等の大規模災害に備えた被災者支援システム（被災者台帳・被災者証明書の発行・義捐金の交付・避難所の管理・仮設住宅の管理等）を事前に整備するよう市町村に促すこと。県のIBBNを活用しクラウド環境でのシステムを構築すること。
10. 各消防本部と連携し、消防の広域化を遅滞なく進めること。

6-3.生活環境の整備

1. 快適な居住環境をつくるため、上下水道の整備促進に全力をあげる。市町村負担を軽減するため、下水道法改正を国に要請すること。
2. 水道水源の安全性確保に努めること。
3. 筑波自転車道（つくばリンリンロード）、霞ヶ浦自転車道、霞ヶ浦の湖岸堤道路を結び、日本一のサイクリングロードをめざすこと。
4. 老朽化した県営住宅の建て替えを促進するとともに、公営住宅の建設を積極的に推進すること。
5. 高齢者対応の県営住宅整備を強化推進すること。既存住棟についてもエレベーターや手すりの設置なども高齢化対策を進めること。
6. 本格的な高齢社会到来に備えて、「歩いて暮らせるまちづくり計画」の全市町村での策定を推進するなど、安心・快適に歩いて暮らせる生活圏の形成に取り組むこと。

6-4.環境保護行政の展開

1. 節電対策に全庁で積極的に取り組み、恒常的に15%以上の節電を達成すること。
2. 産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、監視体制の強化を図ること。IT機器を活用した情報の収集・活用に取り組むとともに、国の支援策を強く要請すること。原状回復について、その撤去費用を国の財政負担とするよう要請するなど、積極的に取り組むこと。
3. 容器包装や家電、食品、建設副産物のリサイクルを積極的に推進するなど、循環型社会形成に向けて全力で取り組むこと。
4. ゴミの分別収集を促進し、資源ゴミの再資源化、リサイクルシステムの構築を図ること。
5. 家庭への省エネルギー型機器の普及など環境に優しい生活（エコライフ）を定着させるための環境情報の提供に積極的に取り組むこと。
6. 高性能工業炉等の省エネルギー型設備、太陽光発電、燃料電池、バイオマスエネルギー等の新エネルギーの技術開発及びその導入促進を国に要請すること。
7. 二酸化炭素の吸収源対策を推進するために、多様で健全な森林の整備、保全に取り組むこと。
8. 県営住宅の点検・改修、保健所の対応窓口の充実など、化学物質過敏症への対策を具体的に実行すること。
9. 県有自動車は、ハイブリッド自動車や天然ガス車などの低公害車に漸次切り替えること。
10. 燃料電池や太陽光、風力発電などの新エネルギーの導入を加速するとともに、バイオマス活用を促進すること。なお、設置補助を継続するなど住宅用太陽光発電システムの普及に努めること。
11. 県内でのE S C O事業を積極的に進めること。県関連事業所のI S O 1 4 0 0 1取得を進めること。
12. 森林湖沼環境税を活用した事業については、さらに県民への理解を広め、広く使途や導入の効果などの情報発信に努めること。地域住民やボランティア、N P Oとの連携を深め、広範な県民運動として森林・湖沼の環境整備を行うこと。
13. 企業局において、メガソーラー発電、小水力発電、高効率風力発電（洋上風力発電）などの事業化を検討すること。
14. 生物多様性茨城県戦略を早期に策定すること。その推進のために、生物多様性センターの整備を図ること。

6-5.交通事故の抑止と交通安全施設の充実、地域交通システムの改善

1. 幹線道路のうち事故の危険性が高い箇所における重点的な事故対策を実施すること。歩行者が青信号で通行中の交差点の横断歩道を右左折車が交差することのないようにする「歩車分離式」信号機の設置を推進すること。
2. 生活道路の安全対策として、速度の抑制及び通過交通の排除に重点を置いた対策を推進すること。“ゾーン30”対象地区を順次拡大すること。
3. 児童生徒を交通事故から守るための、通学路の総点検、交通安全施設の整備、歩道の確保などを進めること。
4. 高齢者や障がい者等を交通事故から守るため、バリアフリー化を促進するとともに、その立場に立ったキメ細やかな交通安全施設の整備強化を図ること。
5. 交通管制システムの整備・拡充や信号機の高度化を図り、交通渋滞緩和のために全力をあげること。停電対応信号機の増設など防災対策を強化すること。既存の電球式信号機を、視認性が良く維持経費が大幅に削減できるLED（発光ダイオード）式信号機に、早期に更新すること。
6. 小中学校での自転車運転の安全教育の充実。高校生の二輪車運転の実地講習を積極的に行うこと。自転車通学者への自転車通学許可証（仮称）の発行を検討すること。
7. 一時不停止・傘さし運転・走行中の携帯電話等の交通違反や交通マナーの欠如による自転車の交通事故防止の取組みを強化すること。都市部における自動車専用レーンなどの整備を促進させること。
8. 複数の自治体が市町村域を越えて共同して循環バスを運行させる広域循環バスのとりくみを県として支援すること。
9. 公共施設・病院等を結ぶ住民の足として、空車のタクシーを乗り合い方式で利用する「コミュニティ・タクシー」の導入を県として支援すること。
10. 速度違反自動取締装置の整備充実を図り、重大事故に直結する高速走行を抑制するとともに、著しい速度違反について取締りを実施し、交通事故防止を図ること。
11. 駐車違反取締りの一部民間委託等による違法駐車対策をより円滑に行うこと。
12. 県職員・教員など公務員の飲酒運転防止策を強化すること。

6-6.水資源対策

1. 浄水場、下水処理場などの放射性物質管理体制を強化すること。放射性廃棄物の円滑な処理を実施すること。
2. 生活系排水対策を促進するため、下水道・農業集落排水施設の整備、高度処理型合併処理浄化槽の設置・普及を図るとともに、国への要請も含めて実施主体である市町村支援に積極的に取り組むこと。
3. 水質汚濁の著しい地域においては、生活排水対策重点地域の指定をするとともに、当該地域の市町村の実施事業を積極的に支援すること。
4. 霞ヶ浦流域については、霞ヶ浦水質保全条例による排水基準の遵守の徹底指導を図ること。その他の地域の産業系排水対策においては、水質汚濁防止法等による排水基準の遵守の徹底・指導を図るとともに、法令適用外の小規模事業者に対しても、生活環境の保全等に関する条例に基づき適正な排水対策を繰り返し指導すること。
5. 霞ヶ浦の水質浄化対策のため、水質監視体制の充実と汚濁負荷量の実態調査等による、汚濁メカニズムの解明を早急に進めること。霞ヶ浦の底泥の放射線量調査を国の責任で行うよう強く求めること。
6. 常陸川の水門操作をきめ細かく行うなど霞ヶ浦の閉鎖性緩和に積極的に取り組むこと。魚の生態系や生息環境改善のため、常陸川水門の魚道の適正な運用を図ること。
7. 霞ヶ浦の水辺や流入河川に葦や蘆のゆったりとしたベルト地帯をつくるとともに、多自然護岸などを促進して、生態系の保全・回復に全力を挙げること。
8. 「霞ヶ浦環境科学センター」周辺湖岸にセンター機能と調和した親水型施設整備など、

- 水辺を活用した施設整備を図ること。「霞ヶ浦環境科学センター」への交通アクセスを容易にする巡回バスの運行を検討するとともに、エコツアーなどを推進すること。
9. 自然環境と調和した都市づくりを推進するため、都市景観形成事業の普及定着を図ること。特に、霞ヶ浦・千波湖などについて、その水辺利用を適用対象として検討すること。
 10. 水質浄化や水資源の涵養に重要な役割を果たしている平地林・里山林の保全と造成に全力をあげることに。
 11. 井戸水の定期検査を促進し、安全な飲料水の確保に万全を期すこと。防災井戸の指定や整備にたいして、市町村事業を支援すること。井戸水の放射能検査を定期検査項目に加えること。
 12. 神栖市の有機ヒ素化合物による健康被害について、引き続き被害者の意向を踏まえた支援策を講じること。
 13. ゴルフ場における農薬使用の厳しい制限と場外排水の防止を図るとともに、その監視・指導体制の強化を促進すること。
 14. 県企業局の水道事業に関しては、中期経営計画に則り、施設の遅滞なき更新と過大な投資の防止を図ること。県南水道・霞ヶ浦浄水場の改築工事を円滑に進めること。
 15. ハッ場ダム工事は、本県にとって治水・利水の両面から必要であり、ダム本体工事の即時着工を国に強く求めること。

6-7.県民の安全を守る警察行政の推進

1. 警察官の一人あたりの業務が過重負担となっていることから、警察官の増員を、引き続き国に強く要請すること。
2. 警察署及び交番・駐在所の再編整備を計画的に進め、警察力の一層の強化を図ること。神栖警察署の整備を具体化すること。
3. 治安活動の拠点となる警察施設の整備を推進し、警察機能の充実・強化を図るとともに、災害対策の拠点となる警察署については、耐震化改修を計画的に進めること。
4. 捜査支援システムの整備を図るとともに、警察車両やその他装備資機材の増強に積極的に取り組むこと。
5. 警察官OBなど民間人を起用して、不在交番対策を強化すること。“まちばん”など市町村が整備する防犯拠点との連携・支援を強化すること。
6. 犯罪被害者等の精神的な悩みなどの相談、カウンセリングに応ずる体制の充実強化を図るとともに、民間支援団体等関係機関・団体との連携を一層強化すること。
7. 少年の薬物乱用防止を始めとする非行防止対策を強力に推進すること。
8. コンピューターやインターネットなどを悪用したサイバー犯罪に対処するため、情報の収集、捜査部門の連携と技術支援のための体制整備（技術の向上を含む）、民間団体との連携体制の確立などを積極的に進めること。
9. 広域的な詐欺事犯・経済事犯への対応を強化すること。犯罪の温床となる不正銀行口座の封鎖システムを確立すること。
10. 通訳体制の充実など、多発している外国人犯罪対策を強化すること。
11. 警察官の不祥事に対処するため、監察体制の確立・強化を図るなど、その未然防止に全力で取り組むこと。
12. 旧オウム真理教（その流れを組む宗教団体）に関わる住民の不安感除去と地域の安全確保のために全力をあげることに。
13. 女性警察官の採用・登用の拡大を図るとともに、女性警察官が働きやすい職場環境づくりを推進すること。枠の確保と女性用に配慮した当直環境、研修教育環境等の整備を図ること。
14. 総合的な暴走族対策を強化すること。特に車両の不法改造やナンバーを隠す行為を厳しく取り締まること。
15. 増加する自動車盗難への対策を一層強化すること。

16. テロ・大規模災害等緊急事態の発生に備えた万全な体制を確立すること。
17. 自主防犯組織や防犯ボランティアなどへの支援を進めること。
18. 警察用ヘリコプターの計画的な新機種への更新を図ること。
19. 振り込め詐欺や新手の詐欺事犯への対応と相談体制の整備を行うこと。
20. 残虐な児童生徒の殺人事件等の絶無を期し、犯罪予防策を地域と一体になって強力に進めること。
21. 食品の偽装表示等、食の安全・安心に係る事犯への対応を強化するための体制整備と関係機関との連携体制を確立すること。
22. 特定商取引等に係る悪質商法やヤミ金融事犯、利殖勧誘事犯など社会問題化している身近な経済犯罪に対する予防、取締りと捜査体制の整備強化を図ること。
23. 子どもや女性が安心して暮らせる社会をつくるため、性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する先制・予防的活動を推進するほか、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者の立場にたった迅速かつ的確な対策を推進すること。
24. 関係機関・団体等と連携し、外国人集住コミュニティにおいて、犯罪抑止や交通安全に関する情報の交換、共有を図るとともに、防犯活動や交通安全教室等を推進すること。

7. 生きがいと活力ある福祉社会づくりと働く者の権利と暮らしを守る

7-1. 地域福祉の充実

1. 生活保護からの脱却を促進するためのカウンセリング体制や指導員の増員をはかること。生活保護受給者の人権を守るために、諸制度の見直しを図ること。特に、銀行振込による保護費の受給体制を県内全自治体で実施されるよう、普及促進を働きかけること。
2. 福祉活動の中核的組織である市町村社会福祉協議会の体制強化、及び財政支援のためのキメ細かな具体的予算措置を図ること。
3. 総合的な自殺対策を進めること。茨城いのちの電話など民間組織との連携・支援を更に強化すること。
4. 「親亡き後」に自分で意思の決定が困難な障がい者が、生涯にわたり安心して生活できるよう成年後見制度の普及啓発を図ること。市民後見人の育成の積極的に取り組むこと。
5. 障がい児が放課後や休日を過ごす放課後児童クラブの設置を推進すること。
6. 高齢者や障がい者に対する食事宅配サービスについて積極的に助成措置を図ること。
7. 高齢者や障がい者における福祉の地域拠点である「地域包括支援センター」の整備を促進し、地域における定着普及を図ること。
8. 訪問看護ステーションの整備を促進し訪問看護の地域格差解消につとめること。
9. 公共施設の施設内外で案内表示を整備し、盲人用道路標識上の放置自転車・自動販売機・ゴミ箱等の障害物の撤去を行い、地域において老人や障がい者が安心して暮らせる福祉の街づくりの推進を図ること。
10. 福祉人材情報及び施設サービス情報等が掲載されている福祉に関するデータベースを一層充実させること。
11. 小中高の学校教育の中で、介護などの具体的演習を盛り込み、福祉教育の推進を図ること。
12. 地域ケアコーディネーターの補助基準である1市町村2名の上限枠の撤廃について検討すること。地域ケアコーディネーターには、介護支援専門員、介護福祉士などの有資格者を登用するよう働きかけること。
13. 県動物指導センターの機能を拡充すること。犬猫の殺処分頭数の激減を目指すこと。インターネットによる情報提供を一層充実させ、犬猫の里親を広く募ること。
14. 動物愛護・啓発をおこなう拠点施設を、現状の県動物指導センターと別施設に位置づけることを検討すること。
15. ペットショップやペットの繁殖業者に対する指導を強化し、ペット動物の虐待を未然に防ぐこと。
16. 市町村に対して、動物愛護の担当部署（専任担当者）設置を強く働きかけること。

7-2. 医療対策

1. 医師不足の解消について短期的、長期的に有効な施策を早急に立案し、県民の生命と健康を守る体制を整備すること。
2. 地域医療再生基金を効果的に活用し、県北地域や県西地域の医療体制の強化を図ること。
3. 県立三病院の構造的改革を継続し、一般財源繰り入れの縮減に全力で取り組むこと。
4. 県立中央病院にあってはがん治療、救急医療など政策医療の充実強化に取り組むこと。先進的な医療機器の導入にも積極的に取り組むこと。特に、医療支援ロボット“ダ・ヴィンチ”の導入を早期に検討すること。
5. 夜間休日を問わず24時間体制で小児救急医療を受け付ける病院を整備するための

- 対策を図ること。具体的には、拠点病院・輪番制による救急医療体制を全県に整備すること。
6. 小児科救急医療を補完する為、他科目の医師が小児医療の研修を受けるような取組みを充実すること。
 7. 県立こども病院の心臓疾患対応機能を更に充実させること。特に専門医の増員を急ぐこと。
 8. 県立中央病院、県立医療大学付属病院に在宅療養難病患者のショートステイ施設を設置すること。
 9. 既設中核病院における女性専門病棟の設置など女性専門外来、診療を促進充実すること。
 10. ドクターヘリ事業の更なる充実を図ること。緊急時における患者搬送について、県の防災ヘリの利活用を充実強化すること。
 11. 脳機能障がい入院治療した患者の退院後の在宅リハビリができる体制を構築すること。
 12. 早期発見・早期治療によるガン予防対策の充実強化を図ること。胃がん検診には“ピロリ菌ABCリスク検査”の導入を国に働きかけること。
 13. 放射線治療や化学療法の実施を図り、総合的ながん対策の推進に努めること。
 14. 緩和ケアについて、施設設備や人材育成等を含めた総合的な対策の充実強化を図ること。
 15. 子宮頸がん予防ワクチンを、恒常的に国の負担で接種できる制度を確立するよう、国に強く働きかけること。
 16. 病院をはじめ特別養護老人ホーム・老人保健施設内等でMRSAや肝炎ウイルス等に感染しないよう、予防施策を図ること。
 17. 献血事業の推進を積極的に行い、輸血血液の県内自給率を高めること。
 18. 骨髄バンクのドナー登録推進に、県が積極的に係わること。
 19. 白血病等の治療や将来の再生医療の進展に資するため、臍帯血バンクの充実を国に働きかけること。さい帯血が採取できる医療機関を県内に設けること。
 20. 保健所運営体制を強化し、予防医療対策・生活習慣病対策を推進すること。
 21. 8020・6424運動を推進し、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに取り組むこと。
 22. 各消防本部（市町村消防・広域消防事務組合）の再編をリードし、全県的なメディカルコントロール体制を再構築すること。
 23. 「中毒110番」制度の充実を国に働きかけること。
 24. アトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患に悩む家族に対して、医師や栄養士などの専門家による相談体制を保健所等に整備すること。
 25. 脳機能障がいを未然に防止するための諸施策を図ること。特に、脳ドックに対する公的補助を推進すること。
 26. 骨粗鬆症予防を早くから徹底させるために、18～39歳（特に女性）対象とした骨ドックに対して必要な公的補助を図ること。
 27. AEDの県内配備を促進し、心肺蘇生法を中心とした救急処置を広く一般県民に普及すること。
 28. ALS等の拠点病院を整備し、難病治療に関する情報の共有化を図ること。
 29. 重症難病患者等全身性障がい者の自己負担軽減のため、ヘルパー派遣制度等の助成制度をより充実させること。「全身性障がい者介護人派遣制度」の整備を図ること。
 30. 化学物質過敏症やシックハウス症に関して総合的な対応策を整備すること。健康相談窓口を設置し、相談者への訪問相談、住宅診断・化学物質濃度の測定などを行うこと。
 31. 水産加工や食品加工及び調理等を行う食品営業施設に、優れた食品衛生管理システムであるHACCP（ハサップ）の導入促進を図ること。
 32. 腸管出血性大腸菌感染症に対する対策を恒常的に講ずること。
 33. 引きこもる若者の立ち直りのお手伝いを、彼らの心の悩みにアドバイスしたり、可能なら交流できるスペースとして県青少年会館内等にその拠点を設置すること。NPO

- やボランティアとの連携により、引きこもり対策を強化すること。
34. 少年の薬物乱用等の非行防止を図るため、薬物乱用防止広報車を効果的に活用し学校等における「非行防止教室」等を積極的に開催すること。
 35. 新生児の聴覚検査（スクリーニング）体制を確立すること。
 36. 生物・化学兵器を使った「バイオテロ」に対して、感染拡大の防止・抗生物質や解毒剤の準備・病原体の検査強化等を盛り込んだ対応策を図ること。
 37. 24時間・365日対応可能な電話による健康相談窓口を整備し、県民の急な病気や健康に対する不安の払拭に努めること。
 38. アスベストによる健康被害についての相談体制の充実を図ること。
 39. 新型インフルエンザ対策について、情報提供の徹底、医療機関の体制整備、ワクチン等その関連資材の充足備蓄など感染の拡大防止と県民への適切な医療の提供に全力で取り組むこと。
 40. 脳脊髄液減少症への理解を深め、検査治療体制の充実を図ること。
 41. 県北・県央地区にリハビリテーション医療の充実を図ること。
 42. 放射線医療体制を充実させ、子どもの放射能に関する健康診断（特に甲状腺検査）を国に強く求めること。ホールボディカウンターを増備・県民に開放し、希望者の内部被曝量測定を行うこと。
 43. 違法ドラッグ（脱法ハーブ等）、覚醒剤、麻薬などの乱用防止を啓発し、正しい知識を普及させるなど、対策の強化を図ること。
 44. 東京医科大学茨城医療センターの保険医療機関の早期再指定に全力で取り組むこと。不正請求事案の再発防止に取り組むこと。

7-3.障がい者（障がい児）の自立支援対策

1. 障害者自立支援法の利用者の負担軽減に積極的に取り組むこと。
2. 居宅介護などの基本的な法定の在宅サービスを行う事業所や障がい者の地域での暮らしを支えるグループホーム・ケアホームの整備を本格的に推進すること。
3. 障がい者世帯向け公共住宅の建設促進及び優先入居に努めること。
4. 発達障がい児に対する支援体制を充実させ、医療機関での診療体制拡充を図ること。生涯一貫した支援体制を整備すること。
5. 障がい者雇用拡大を図るため、障がいの程度に応じた障がい者能力開発センターの整備を促進すること。
6. 知的障がい者が共同生活することで自立を目指す知的障がい者グループホームへの移行をスムーズにするための自活訓練システムを整備すること。
7. 視覚障がい者などのために音声で内容を聞ける県の観光地・公的施設の案内等のホームページを作成すること。
8. 重度身体障がい者へのパソコン給付と情報格差の解消策を図ること。
9. 重度障がい者が介護保険でサービスを利用する場合の自己負担分の助成を図ること。
10. 災害などの緊急避難時に聴覚障がい者に、例えば携帯電話等を有効に使用しながら危険通報できるシステムを整備すること。
11. 障がい児の学童保育・放課後児童クラブに関して積極的に取り組むこと。
12. 障がい児（者）のショートステイや日中一時支援サービスを整備すること。
13. 県立点字図書館の施設整備を新築建て直しも含み早期に検討すること。
14. 知的障がい者の職業訓練を推進するため、水戸産業技術専門学院総合実務科を県南地域に開設すること。

7-4.男女共同参画型社会の推進

1. 女性の人権確立と地位向上を目指した諸対策の推進を図ること。特に男女雇用機会均等法を実効性あるものに改善するよう国に働きかけること。

2. 幼児期からの一貫した男女平等教育を促進するため、家庭・学校・地域が一体となって施策を推進すること。具体的には、男女混合式名簿の採用や教職員が児童生徒に対して「さん」付けで呼名するよう、推奨すること。
3. 女性パート労働者に対する職業能力開発の充実を図ること。
4. 性同一性障がい配慮して、公的文書における必要のない性別記載をやめるよう徹底すること。
5. 家庭や職場で暴力・セクハラを受けても経済的な理由で裁判が起こせない人のために、訴訟費用を無利息で一定額まで貸付けるなどの訴訟支援を行うこと。
6. セクハラ防止のためのテキスト作成・配布を検討すること。

7-5.行政のパートナーとしてのNPO・ボランティアの育成と支援

1. NPO活動やボランティアへの県民の関心を高めるため、県民への普及・啓発活動に努めること。NPOの育成・支援体制を充実させ、県の専任者を増員すること。
2. NPOやボランティアの交流拠点である交流サローンいばらきを充実させること。
3. 震災や大規模災害への備えとして、防災ボランティア等の育成、組織化を進めること。
4. 教育現場へのボランティアの活動参加を積極的に進めること。特にICT教育、福祉教育、環境教育などでボランティアとの連携を密にすること。
5. 厳しい財政状況に陥っている県ボランティア基金に対する対応を図り、県内ボランティア団体の財政支援を強化すること。
6. 「新しい公共」の推進を図るため、今までの県事業の予算活用に止まらず、新規の事業創出に努力すること。

7-6.勤労者対策

1. 中小企業の労働力確保を推進する官民合同の協議会（人材情報の交換、人材獲得につながる有効な雇用管理手法等を検討）を設置すること。
2. 県内新卒者の雇用創出のために、所要の施策を実行すること。
3. 厳しい雇用状況を改善するために全力を挙げる。特に企業のニーズに対応した能力開発や技術習得等を積極的に進めること。
4. 事業主や勤労者に対して、職業能力開発に関する情報提供、相談サービス等を積極的に展開すること。
5. 民間企業に働く勤労者の待遇や雇用を巡るトラブルの相談窓口の充実を図ること。またメンタルアドバイザーの充実を図ること。
6. 急増するフリーターに対して、職業意識養成のセミナーや仕事選びの相談会及び日本版デュアルシステムなどにより正規雇用就業への促進を図ること。
7. 地域若者サポートステーションを設置し、社会的な適応力の不足している若者に対する支援を強化すること。
8. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け気運の醸成を図ること。
9. 市町村のシルバー人材センターの充実に努め、財政的支援の拡充と制度上の見直しを行うこと。

7-7.消費者行政の充実

1. 消費生活センターの整備充実を図り、相談員を増員すること。市町村消費生活センターの育成を図り、その連携強化を図ること。
2. 消費者に対し適切且つ迅速な情報を提供し、悪徳商法被害の未然防止・拡大防止を図ること。
3. カード破産・多重債務・ヤミ金融などの諸問題に関する専門相談窓口を設置し、対象

者側に立った丁寧かつ適切な対応をすること。

4. いわゆる「振り込め詐欺」に対しての防御知識の徹底を図ること。
5. 消費者自立支援を推進するため、地域における消費者リーダー養成などの施策充実を図ること。
6. インターネットやスマートフォン・携帯電話などによる商品売買に関しての相談窓口を充実させ、365日24時間相談できる体制整備を検討すること。
7. 学校教育において消費者教育の充実を図ること。

8.豊かな人格を育てる人間教育の実現

8-1.教育立県いばらきを目指す教育行政の確立

1. 文部科学省が策定した「新たな教職員定数改善計画案」が着実かつ計画的に実施されるよう国に働きかけること。
2. 少人数学級を実現すること。現実的対応として、小学校1～4年生及び中学1年生に採用した35人学級とチームティーチングを併用した茨城県独自の少人数学級への取り組みを、順次拡大すること。また、その所要の予算を確保すること。
3. 特色ある教育を実現する中高一貫教育校を地域ごとに増設していくこと。
4. 教員の大量退職時期を迎え、能力ある教員採用に取り組むこと。
5. 県内公立学校の校長、教頭等の昇任試験の受験できる回数制限を撤廃すること。昇任制度をより透明性の高いものにすること。
6. 子供たちが電話等により悩みを相談できる「子どもホットライン」について、フリーダイヤル化を進め、いつでも気軽に相談できる体制の強化を図ること。あわせて、家庭における子育て不安やしつけなどの悩みを相談できる「教育・子育て電話相談」事業の拡充を図ること。
7. 暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動党の未然防止や早期発見、早期解消を図るため、全ての公立学校に臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ること。
8. いわゆる「学級崩壊」の未然防止を図るため、経験豊かな教員OBなどの採用を図るなど、積極的な取り組みを図ること。
9. 「いばらき教育の日・教育月間」を形骸化することのないよう、常に意識啓発を図ること。特に、地域の教育力を高めるために、学校、家庭、地域社会が連携して青少年の健全育成に取り組むこと。
10. 防災（減災）教育・環境教育・メディアリテラシー教育・消費者教育・交通安全教育・健康教育など、児童生徒の安全や健康、社会生活に欠くことのできない知識や知恵を身に付けるための教育を推進すること。
11. 教師が使命感を深め、教師の職責にふさわしい指導力や見識を持てるよう、若手教員および10年経験者研修制度の充実・国内長期研修の推進・海外研修制度の充実などを行うこと。
12. 教師の自主研修・教材研究にゆとりある時間を生み出せるよう一層の工夫と改善を行うこと。
13. 教師の質の向上を図るため、児童・生徒自身や外部による評価制度を導入し、学級崩壊をおこすなど指導力に問題のある教師についての研修制度を充実させること。
14. 不登校の児童、生徒のため、家庭訪問による学習指導や教育相談等の充実を図るとともに、適応指導教室の施策充実などのキメ細かな対応を講ずるとともに、学校カウンセリングの導入・充実・強化を図ること。
15. 不登校の生徒を抱える家族が相互に情報を共有できるネットワークを構築するなど、引きこもりの未然防止に全力で取り組むこと。
16. いじめや不登校の未然防止や早期発見、早期対応、教育相談体制の充実等を図るために外部人材の活用や子どもの居場所作りの推進など、課題を抱える子どもを積極的に支援する体制を強化すること。
17. 保健室登校の児童・生徒のため、学校に精神科医を派遣し、養護教諭の行う健康相談などへの支援を充実すること。
18. 発達障がい児への適切な対応ができるよう指導の充実に努めること。
19. 障がい者教育の充実強化を図るとともに、障がい者が健常者と協力して学習できる体制づくりを推進すること。知的障がい者の県立普通高校への門戸拡大を図ること。身体障がい児の小中学校普通学級での就学に対して、スクールヘルパーや支援員の配置

- を進め、保護者の負担軽減を図ること。
20. 小学校、中学校、高等学校間の教員の異動に関しては、教員本人の意向を十分に尊重すること。
 21. 単位制普通高校、総合学科高校の充実を図り、「特色ある高校づくり」「行きたい学校づくり」に積極的に取り組むこと。
 22. 近接の高校が相互に関連の単位の取得に便宜を図るなど、相補性をもつことのできる高校づくりを推進すること。
 23. 特別支援学校と普通学校の交流を積極的に行うこと。また、特別支援学校高等部における職業教育について内容の充実・強化を図ること。
 24. 県立特別支援学校のスクールバスの増車により、通学時間の一層の短縮を促進すること。介助員等の充実を図り、児童・生徒の安全を確保すること。
 25. 「就学時健康診断の知能検査」を就学決定の材料にして、障がい児の排除につながらないように市町村教育委員会を指導すること。
 26. 幼稚園・保育所と小学校教育の連携を密接なものにするため、教職員の交流・協議機関の設置を促進すること。
 27. 子どもたちが普段の学校生活では体験しにくい、活動や学習（自然体験、農業体験、洋上体験など）の機会を拡大させること。
 28. 学校における朝の読書運動、地域における読み聞かせ運動など、子供たちが読書に親しむための環境整備に積極的に取り組むこと。
 29. 教員のICT技術への資質向上を図ること。また、採用にあたって、ICTの基礎知識を問う試験内容を検討し、時代即応の人材を確保すること。
 30. 県立高等学校事務長の広域的異動を計画的に行うこと。
 31. スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール、スーパー・サイエンス・ハイスクールなどの国の先進的事業を積極的に展開し、多様で創造的な高校教育を実現すること。
 32. 外国人講師などの待遇を改善し、計画的で責任ある教育・指導体制を確立すること。
 33. 子どもたちの科学に対する興味・関心を高めるため、理科支援員の配置や、大学・研究機関との連携により、科学教育の振興を図ること。
 34. 児童生徒の進路や職業に関する意識を向上させるため、体系的なキャリア教育を充実させること。
 35. 小学校区単位による放課後の子どもの安全で健やかな居場所づくりのため、放課後子どもプランの円滑な運営促進に向けて全力の取り組みをすること。文部科学省所管「放課後子ども教室」と厚生労働省所管「放課後児童クラブ」の両補助事業の一本化を国に強く要請すること。
 36. 教員の子どもと向き合う時間の拡充及び地域の教育力の活性化などを図るため、「学校支援地域本部事業」を積極的に推進するなど、小中学校を拠点として、地域社会総がかりで児童生徒を支える体制整備に全力で取り組むこと。
 37. 児童生徒のネット環境を守るため、全ての公立学校で保護者を対象とする「子どものネット環境を守るための講座」を実施するとともに、子どもたちをネット上のいじめ等から守るための「ネット上の見守り活動」を具体的に推進すること。
 38. 全国学力・学習状況調査の結果を広く県民に公表し、学力向上の一助とすること。
 39. 社会人のキャリアアップやフリーターの学び直しの機会の確保、高齢化社会に対応した多様な生き方の実現等を目指し、いつでも自由に学ぶことができる生涯学習の仕組みを構築すること。
 40. 団塊の世代等の社会参加や生きがいづくりを支援するための拠点作りや、情報提供、ネットワークの構築などを積極的に推進すること。
 41. 外国人学校への経済的・人的支援、および外国人の就学支援を強化すること。
 42. 教職員に対して「放射線と子どもの健康に関する基礎的知識」を啓発するセミナー等を開催すること。
 43. 小中高等学校で原子力副読本を活用し、放射線防護意識の高揚を図ること。

8-2.教育費負担の軽減

1. 義務教育予算の総額を確保し、教育の機会均等・水準確保・無償制といった義務教育の原則を厳守すること。
2. 副読本や特別活動に要する費用、給食費などの完全無償化を図り、義務教育の無償化を徹底すること。
3. 私学への公費助成を拡充して、授業料父母負担の軽減を図り、公私立間格差の是正を促進すること。
4. 各種の就学奨励費・奨学金制度を拡充・強化するとともに教育融資制度の充実を働きかけるなど、教育の機会均等の実質的促進を図ること。
5. 私立学校において、保護者が何らかの事情で授業料が支払えないような事態に至ったとき、授業料減免制度が申請者の人数分発動できるよう、支援措置をとること。
6. 経済的に困難な児童・生徒を支援するため、教材・図書等の援助や就学援助、給食費の支援等を行う制度を構築すること。

8-3.施設など教育環境の整備

1. 公立学校施設の耐震化を平成27年度までに完了すること。地域の防災拠点としての機能を充実させ、非常用食料、飲料水の備蓄、自家発電機や防災無線機の配備を進めること。
2. 県立高校におけるパソコンなどの情報機器の導入、更新に努め、最新機種の利用による情報教育を可能とする施設整備を進めること。
3. 小中学校の情報教育については、高速インターネットに常時接続可能な基盤整備を促進するとともに、そのための市町村支援に積極的に取り組むこと。
4. 本県への4年制大学、短期大学などの誘致を図ること。特に医療系大学や工科系大学など高等専門教育機関の誘致促進を図ること。
5. 県立図書館の人的資源を整備・充実させて高度な専門的資料要求にも対応できる体制づくりに努めること。県立図書館の資料費を大幅に増額し、施設・備品の充実等を促進し、県立図書館のソフト・ハード両面からの充実強化を推進すること。県立図書館を核とした県内図書館との情報ネットワーク化を促進し、県立図書館の市町村図書館への支援連携強化を図ること。
6. 県立盲学校の新築建て替えを早期に検討すること。
7. 小中高校など全ての学校が地域のコミュニティセンターとして活用できるような整備充実を図ること。また余裕教室（空き教室）の地域社会への開放など積極的な活用を図ること。
8. 新たに「教育相談室」や「PTA会議室」などを充実すること。特に、いじめで欠席する子のために、一時的に緊急避難して適切な学習機会を確保する「やすらぎの教室」（仮称）を早急に整備すること。
9. 障がいを持つ児童・生徒の在籍が可能となるよう、身体障がい者用トイレやエレベーターの整備など学校施設のバリアフリー化を進めること。
10. 障がいのある子供の読書環境を整備するため、盲学校の図書館、公共図書館での点字図書等の大幅な充実を図ること。
11. 学校トイレの洋式化・洗面所の美化を促進すること。猛暑対策として教室の冷房化を進めること。
12. 学校の安全管理について、学校が家庭や地域社会、警察との連携を密にして、幼児・児童・生徒の登下校も含めた安全確保対策に万全を期すこと。特に通学路の要注意箇所の把握や通学安全マップ作成などの整備点検を行うこと。
13. 米国で普及している民間警備会社や退職警官を活用した「スクールポリスシステム」の導入を検討すること。
14. 生涯学習センターについては、機能の充実と市町村等への支援を図ること。

8-4.文化・スポーツの振興と国際交流の推進

1. 平成31年第74回国民体育大会の開催に向けて、必要な準備を進めること。
2. 笠松運動公園など、震災によって大きな被害を受けた文化・体育施設の早期復興を図ること。
3. 郷土に伝わる伝統芸能・民芸・工芸等などを伝承し、その普及を図ること。
4. 地域のアマチュア・青少年・婦人等の行う音楽・演劇等に対する助成や地域に根ざした文化活動の奨励のための援助を積極的に行い、人と人との交流を促進する地域文化の再生発展に全力で取り組むこと。
5. 文化の裾野を広げ、若者の文化活動を推進するために、「平成26年度第38回全国高等学校総合文化祭茨城大会」の開催に向けて、児童・生徒の文化活動の促進及び大会PR等に積極的に取り組むこと。
6. 霞ヶ浦の自然、周辺住民の歴史、文化を踏まえた「水辺美術館」建設を検討するなど、霞ヶ浦湖畔に世界のつくばにふさわしい文化・芸術ゾーンづくりを進めること。
7. 一流の文化・芸術に身近に触れる機会を提供するなど、学校における文化芸術活動の機会を拡充すること。
8. 県民芸術祭の充実を図ること。
9. 東京芸大取手校、筑波大学芸術学系などの立地の優位性を生かして、県民の芸術・文化ニーズの高度化に対応するための国際的な芸術文化交流拠点の整備を図ること。
10. 高校生等の海外への留学者数が減少していることから、高校生の留学及び受け入れの拡大を図るとともに、外国への関心を高める国際交流プログラムや、海外留学の経費の支援を充実・拡大させること。
11. 身体障がい者、知的障がい者のスポーツ振興を図ること。
12. 県内留学生に対し援助施策を展開し、草の根の国際交流を拡充すること。
13. 国際的感覚を身に付けた青少年育成のため、その教育にあたる教職員の海外研修制度の拡充を図るとともに、外国語指導助手の受け入れ拡大などを積極的に推進すること。
14. ハーモニーフライト事業、青少年・若者国際交流事業など、県民の国際交流を広げる事業を拡大、継続すること。
15. 茨城空港を活用してアジア諸国との交流機会の拡大を図ること。

9.農林水産業の振興

9-1.農業自立体制の確立

1. 国が進める環太平洋経済連携協議（ＴＰＰ）に関しては、食料自給率の向上や食の安全を守る立場から、拙速な交渉参加には強く反対すること。
2. 産地間競争が激化するなか、県産農産物を対象とした恒常的かつ継続的なＰＲを行うことなど、本県農業のイメージアップのために全力を上げ、「茨城農業改革大綱」のもと茨城農業改革をスピードアップさせ、農業産出額全国第２位を確固たるものとする。
3. 小規模農業者などへの支援策として、意欲的な農業などをチャレンジ・ファーマーと位置付け、担い手へ育成・誘導する支援策を国に働きかけること。
4. 小規模農家などが永続的に農業を続けられるよう、集落営農組織への支援や農業生産法人化育成・誘導策を講ずるよう国に働きかけること。
5. 継続営農を希望する小規模農家や高齢者農家を地産地消・担い手農家として支援するため、直売所、ファーマーズマーケットの整備を推進すること。
6. 「めざましごはんキャンペーン」など米の消費を拡大する県民運動を積極的に推進すること。
7. 本県農業産出額の約５０％を占める園芸部門の振興を図るために、施設化の推進を図るとともに、ハウス等の施設への補助対象の拡大・強化を国に働きかけること。
8. 学校給食における県産農産物の利用を促進させること。
9. 飼料自給率の向上を図るため、稲ホールクroppサイレージの普及と低コストの機械技術の開発を進めること。
10. 化学肥料・農薬などの使用を抑えることを目的とした環境保全型農業技術の研究開発を積極的に推進すること。
11. 食の安全と安心を確保するために、「農場から食卓」までの生産情報を届けるトレーサビリティ・システムの導入を推進すること。「いばらき農産物ネットカタログ」の登録拡大と利用普及を積極的に進めること。
12. 本県農業・農村・農産物トータルのイメージアップを図るため、環境に配慮した農業生産活動と地域全体の環境保全活動に一体的に取り組む「エコ農業茨城」を普及すること。
13. 自然との触れ合いを求める都市住民との交流が図られるよう、地元の受け入れ体制の整備と都市住民への情報発信の充実などの対策を講ずること。
14. 安全・安心な農産物の生産を拡大するため、生産段階における総合的なリスク管理対策「農業生産工程管理（ＧＡＰ）」の導入促進を図ること。
15. 家畜排せつ物処理施設等の整備支援による堆肥の農地還元促進を図り、環境に対する負荷削減を推進すること。
16. 堆肥製造業者、芝生産農家の放射能被害を支援する枠組みを検討すること。

9-2.農業生産基盤の整備

1. 米価下落時においても、農家経営の安定化が図られるよう、農業者戸別所得補償制度など、経営安定対策の充実を国に働きかけること。
2. 遅れている畑地の基盤整備を進めるとともに、霞ヶ浦用水などを活用した畑地かんがい施設の整備を促進し、収益性の高い「大規模園芸産地」を育成すること。
3. 自然災害による農地・農業用施設や宅地等の湛水被害の防止や地盤沈下による農業用施設の機能低下の回復を目的とする農地防災事業を推進し、農業生産の維持、農業経営の安定及び県土の保全に努めること。
4. 国営農業水利事業に関して、事業完了後の効果未発生地域に対する地元負担金の償還

猶予などの措置を国に要請すること。

5. 「農地・水・環境保全向上対策」として、地域住民など多様な主体の参画を得ながら農村資源を適切に保全・管理すること。
6. 基幹的水利施設の更新等が今後増加することから、施設の長寿命化により有効活用を図ること。
7. 増加傾向にある耕作放棄地の発生防止・解消対策を充実強化すること。

9-3.快適な農村づくりと農業後継者対策

1. 活力ある農村社会をつくるため、担い手の育成・確保を図る経営体育成支援事業を積極的に推進すること。
2. 農業の体質強化を進めるとともに、若い農業者にとって魅力ある農業確立を図ること。
3. 農業集落排水事業や農道等の農村生活関連社会資本の充実を図ること。
4. 都市と農村の交流促進、地域の創意工夫に基づく人材育成に積極的に取り組むこと。
5. 後継者定着のため農業従事者が、他産業並みの所得水準を確保できるような諸対策の推進を図ること。
6. 農業機械や農薬などによる事故を防止するための安全対策に積極的に取り組むこと。
7. 女性農業従事者の研修体系の充実による農業技術の向上を促進するとともに、育児や介護に関する施設サービスやホームヘルパーの充実、休日のルール化や代替労働などを進め、女性農業従事者への支援の強化を図ること。
8. 農村は高齢者人口比率が相対的に高く推移しており、高齢化対策事業に積極的な取り組みを図ること。特に、高齢農業者による豊富な知識や経験を活かした、担い手や新規就農者への支援、地域農産物の加工・直売・農村文化の伝承などの自主的な活動を促進すること。
9. 女性起業家の育成や、市町村農業委員会をはじめとする農林業諸団体の運営や地域の方針決定への女性の参画を促進するなど、女性が農業生産や地域社会において生き生きと活躍できる環境づくりを推進すること。
10. 本県農業の振興に貢献している外国人研修生、技能実習生の実態把握に努めるとともに、その円滑な活動への支援に取り組むこと。東日本大震災やその後の原発事故によって流出した外国人研修生、技能実習生の復帰や再履修を支援すること。
11. 高齢化や兼業化などにより増加する耕作放棄地や不作付けへの対応策として、新規参入者の受入れ促進を図るため、栽培技術の習得や農地の確保などへの支援を積極的に行うこと。
12. 平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域において、水源のかん養、県土の保全などの多面的機能の維持を確保するため、中山間地域等直接支払事業を推進すること。あわせて、地域特産物や観光資源を活かした地域農業の育成を図るとともに、新たな山村振興策を推進すること。
13. 人口減少と高齢化が進む集落の対策を市町村と共に戦略的に行うこと。
14. 家畜排泄物や木くずなどの他、ひまわりや菜種、非主食用米など、農業資源の利活用を推進し、バイオマスエネルギーの普及促進に取り組むこと。さらに、茨城県バイオマス総合利活用マスタープランに基づき循環型社会の実現と農業農村の振興を図ること。
15. 食品産業での食物残さの一時処理を推進し、この再利用により製造された肥料及び飼料等の適正利用技術の確立と利用を促進すること。
16. 活力と潤いのある村づくりを推進するため、集落自らが取り組むコミュニティー活動や交流活動の拠点となる施設整備に対する支援を行うこと。
17. 新規就農者の確保のため、就農相談、農業技術研修、就農支援資金の融資、市町村の受入情報の提供など、就農定着までの支援を行うワンストップサービスの提供と就農コーディネーターの充実を図ること。
18. 都市と農村の交流を通じて、農業・農村の活性化を図るために、グリーンツーリズム

活動に対する支援を行うとともに、アグリビジネスを推進すること。

19. 県産農林水産物については、一部で出荷制限が続くなか、根強い風評も残っていることから継続して販売促進対策を講ずること。
20. 農林水産物や食品の輸入規制を行っている諸外国に対し、政府間交渉により輸入再開を実現するとともに、食品等の輸出証明書の発行に要する経費について、十分な財政措置を講ずるよう、国に働きかけること。
21. 本県の豊富な地域資源を活用した6次産業化を促進すること。
22. 6次産業化のモデルとなる経営体の育成に努め、周辺地域への普及を図ること。

9-4.気象災害対策の強化

1. 冷害・干害・風水害などに関する短期・長期気象情報の的確な把握と伝達体制の強化を図ること。気候変動に対応できる生産技術の充実強化を促進すること。
2. 災害農家救済のため融資資金限度額の引き上げ、償還期間の長期化、利子補給の拡大、貸付条件の緩和、申請手続きの簡素化などを促進すること。
3. 県農業データベースを充実し、気象情報の提供やその対応を指導する体制を強化すること。

9-5.畜産・野菜・果樹・花き生産・販売振興策の強化

1. 安全で高品質な畜産物の生産を推進するため、乳用牛の改良や常陸牛など銘柄畜産物の確立などに取り組むこと。
2. 畜産物の生産段階から安全性を確保するため、畜産物生産ガイドラインの普及・定着に取り組むこと。
3. 常陸牛、ローズポークなどの銘柄畜産物を中心に畜産物全体のブランド力の向上を図ると共に、畜産物の消費拡大のために畜産フェアの開催などに積極的に取り組むこと。
4. 畜産物の価格安定対策に積極的に取り組むこと。
5. 家畜排泄物処理施設の整備、環境保全に対する啓蒙指導などにより、畜産環境対策を強力に推進すること。
6. 国際競争や産地間競争に負けない畜産農家を育成するため、畜産センターにおいて、新時代に対応した畜産技術の研究開発を行うこと。
7. 豚コレラについて、ワクチンによらない防疫体制を維持するため、検査体制や農場における監視体制を継続すること。
8. 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の発生に備え、農場への侵入防止対策を徹底するとともに、危機管理体制の充実を図ること。
9. BSEの発生メカニズム、感染経路・原因等の解明、生前診断技術の早期確立に向けて全力を上げるよう、国に働きかけること。また、24ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査に係わる支援策の充実及び継続を国に要請すること。
10. 畜産飼料の安全かつ安定的な確保のため、自給飼料の増産確保に向けた施策に取り組むこと。
11. 園芸作物の品質向上を図るため、生産集団の選果選別体制の強化や生産管理責任者の設置など、組織運営の質を高める生産振興対策に取り組むこと。
12. 販売力を強化するため、任意組合や個別生産者の組織化、農協部会と任意組合との再編、広域農協内の部会間統合を推進すること。
13. 銘柄産地および新産地の育成などにより野菜・果樹・花きの振興を促進するとともに、生産計画、品質の向上、生産価格の安定、流通対策などに積極的に取り組むこと。
14. 野菜価格安定事業などの拡充・強化を国に働きかけるとともに、流通機構の近代化・合理化を図り、野菜など食品の価格安定対策を促進すること。
15. 園芸生産農家の省力化・低コスト化を図るため、生産機械化一貫体系の確立、低価格の機械・設備の開発と普及、出荷規格の簡素化などに積極的に取り組むこと。

16. 施設園芸農家の経営安定を図るため、ハウスの多層化や省エネ機器の導入支援などを進め、低コスト生産ができる競争力の強い産地体制を整備すること。
17. 国や他自治体と連携した、効率的な輸入生鮮野菜等の試験検査を実施し、県内に流通する輸入食品の安全確保の充実強化を図ること。
18. 国際競争力のある野菜・しいたけ産地を確立するための様々な構造改善などの取り組みに対して、国の支援充実を要請すること。
19. 鮮度や安全性など国産野菜のもつ優位性をアピールし、国民の消費啓発に向けて積極的な取り組みをするよう国に働きかけること。
20. 全国の約4割の生産を占めるれんこんについて、その銘柄化を含め、生産・流通・加工などの対策を積極的に推進すること。
21. 「れんこん料理フェア」の開催等により、れんこんの一層の消費拡大を図ること。
22. バイオテクノロジーなど先端技術を活用した技術開発を促進すること。
23. 飼料の価格高騰や畜産物価格の低迷により、畜産農家の経営維持が厳しい環境にあるため、経営基盤の安定に積極的に取り組むこと。
24. いわゆる植物工場の誘致を積極的に図ること。誘致にあつては、未利用の工業用地などの活用も行うこと。

9-6.水産業・林業の振興

1. 福島第1原発事故に関する風評被害対策に全力を挙げる。基準値を超えた海産物に関する損害賠償や漁業者の支援を速やかに行うこと。
2. 東日本大震災により被災した漁港、漁業施設、漁船などの復旧・復興に全力を挙げ、漁業者への支援を手厚く行うこと。
3. 沿岸・沖合・内水面漁業の振興と漁港、増殖場の漁場造成など水産基盤の整備を進めるとともに、漁村の社会福祉充実と環境整備のための諸対策を強化すること。
4. 漁業経営の安定と水産資源の持続的利用を図るため、資源管理型漁業や栽培漁業を推進すること。
5. 霞ヶ浦・北浦その他の内水面漁業の振興のため、漁場環境の保全や外来魚対策等を推進すること。湖沼底泥の放射線量の測定を詳細かつ定期的に行うこと。
6. 漁業協同組合については、その経営基盤の一層の安定対策に取り組むとともに、合併促進を図ること。
7. 水産物の消費の拡大と消費者のニーズにあわせた良質な水産物を、安全かつ安定供給できるような流通の合理化や加工の高度化を促進すること。併せて、水産物や水産加工品のブランド化に取り組むと同時に、開発、販売力対策、PRの強化などにより、水産加工業の振興を図ること。
8. 新規就業者や後継者の円滑な漁業対策を推進するなど、漁業の担い手対策に全力で取り組むこと。
9. 水産業を周知させるとともに、後継者育成を図るため、小中学生を対象とした水産講座等に取り組むこと。
10. 福島第1原発事故に伴い、広範囲に放射性物質により汚染された森林資源の放射能対策を早急に検討すること。
11. 林業の持続的かつ健全な発展を図るため「森林・林業基本法」に基づき、施策を積極的に展開すること。
12. 水資源の涵養や県土保全・地球温暖化の防止、また、木材供給などの観点から、林業振興のための具体的な施策に積極的に取り組むこと。
13. 県民生活に身近な森林の整備保全の推進を図り、県民の健康増進や環境教育の場となる平地林・里山林などの積極的な整備、保全に取り組むこと。
14. 県民の緑化意識の高揚を図るため、県民参加により体験を通じた緑化推進事業を積極的に推進すること。
15. 松くい虫による被害を終息させ、松林の有する機能を確保するため、適切な防除体制

を講ずること。

16. 林業技術の改善や林業経営の合理化を図るため、試験研究の成果を効率的に普及すること。
17. 林業事業体の体質強化と林業労働力の確保・育成を図るため、林業就業者の就労条件の改善を促進すること。
18. 県産材の需要拡大を図るために、いばらき木づかい運動を展開し、公共事業（公営住宅、公共施設など）や民間木造住宅への県産材使用を推進するとともに、木材流通加工体制の整備販売を促進すること。
19. 森林ボランティアによる森林保全活動を支援するなど機能豊かな森林づくりの推進を図ること。
20. 林業や特用林産への新規就業者の確保・育成を推進するため、新たに林業事業体等での雇用をとおした実務研修を行うなど、技術習得のための研修制度を充実すること。
21. 森林施業プランナーによる森林施業の集約化を進めるとともに、高密度路網の整備、高性能林業機械の活用などによる、低コスト作業システムの普及・定着を図ること。

10. いばらき活性化プロジェクトの推進と地域の活性化

10-1. つくばエクスプレスの沿線開発と軌道系交通機関の整備

1. つくばエクスプレスの利用促進につながる事業の積極的な推進を図ること。沿線の快適な住環境整備を市町村と協力してすすめること。沿線の観光ルートの整備やつくばの研究機関ツアーなどを積極的に企画すること。
2. つくばエクスプレスの沿線開発の主体となる土地区画整理事業については、関係住民の理解協力を得るとともに、土地処分を急ぐこと。
3. つくばエクスプレスのつくば～守谷間運転本数の増便を働きかけるとともに、東京駅への延伸を国や関係自治体に強く要請すること。
4. 地下鉄千代田線の取手駅までの運転本数を増やすとともに、取手以北への乗り入れを促進するなど、営団地下鉄の本県への乗り入れを積極的に働きかけること。
5. J R 常磐線と J R 宇都宮線の東京駅への乗り入れを、積極的に J R 東日本及び国に働きかけること。特に、常磐線快速電車の乗り入れ本数の確保に全力を上げること。
6. 沿線開発の進展に伴う需要増加に対応するため、関東鉄道常総線の増便、スピードアップを図り、J R 常磐線・つくばエクスプレスとの一体的な整備を促進すること。あわせて立体化を含めた踏み切りの安全確保対策に全力で取り組むこと。
7. 東北新幹線新駅の設置を国・J R に強く働きかけること。また、J R 宇都宮線（東北本線）の県内区間での新駅整備を具体化すること。
8. J R 水戸線のダイヤ整備、スピードアップを働きかけること。
9. 土浦・つくば・石岡方面と鹿島地域を、公共交通機関でつなぐ方策を検討すること。旧鹿島鉄道敷を活用したバス専用路線の延長を検討すること。
10. J R 常磐線の踏切事故を防止し交通渋滞を解消するため、主要踏切の立体化及び踏切の改修を行うこと。
11. J R 常磐線の上野発特急電車（少なくとも高萩までの運行）の最終時刻を一時間繰り下げるよう働きかけること。
12. 高齢者や障がい者のためのエレベーターやトイレの設置等、駅施設の改良を鉄道事業者に働きかけるとともに、バリアフリー新法に則り、重点整備地区のバリアフリー化を迅速に進めること。
13. 地域の交流人口拡大のため、ひたちなか海浜鉄道湊線の国営ひたち海浜公園までのルート延長を検討すること。

10-2. 茨城空港の利活用促進と周辺地域の整備促進

1. 茨城空港の利活用の促進を図ること。日本初のローコストキャリア対応の首都圏第3の空港として位置づけ、新たなビジネスモデルの確立を目指すこと。スカイマーク神戸便・札幌便・那覇便の利用促進を図るとともに、さらなる路線の拡充を働きかけること。また、アジアナ航空の韓国便の再開を働きかけること。
2. 国際チャーター便の誘致を図るため、航空会社や旅行会社との連携を深めること。
3. 空港ターミナルビルに関しては、単なる空港の付帯施設という位置づけではなく、地域活性化の拠点施設としての運用を検討すること。
4. 茨城空港周辺の道路等の面的整備を行うこと。特に広域的な空港アクセスに寄与する東関東自動車道水戸線、国道6号千代田石岡バイパスの整備促進を国に強く要請すること。
5. 県南・県西の県民にも利用してもらえる様、特に西側からの飛行場への直線的なアクセス道路の整備を図ること。

10-3. 茨城の港湾整備と周辺地域の整備促進

1. 東日本大震災への復旧・復興に全力で当てること。
2. 茨城港（常陸那珂港区）のコンテナターミナルについて、定期航路の充実など国際競争力を高める施策を進めること。
3. 積極的なポートセールスにより、茨城港（常陸那珂港区）の利用企業の確保に努めること。
4. ひたちなか地区留保地利用計画に基づく企業誘致を進めること。
5. 国営ひたち海浜公園の全面開園の促進を図ること。海浜公園内に大人も子供も一緒になって自然と触れ合える大規模な野外キャンプ場の設置促進を図ること。
6. 日立港区における東京ガスのエネルギー基地整備が遅滞なく進むよう支援すること。日立港区の後背地に液化石油ガスによる高効率火力発電所を誘致すること。
7. シベリヤと鹿島港（または日立港区）を結ぶ天然ガス海底パイプライン構想の具現化を国や関連事業者に働きかけること。

10-4. J・P A R Cの利活用促進と東海・日立地域の新産業活性化

1. J・P A R C計画の課題は、中性子を利用した研究と産業振興であり、第2期計画に位置づけられている核変換実験施設の整備など、研究活動支援を国に強く要請するとともに、
2. J・P A R Cを核とした地域振興を促進するため、「東海・日立地区」及びその周辺地域に関連する民間研究機関や新たな産業の集積等を図り、新たな科学技術拠点の形成を図ること。
3. B N C Tの研究を進め2015年度までに先進医療の認定を目指すこと。「いばらき中性子医療研究センター」の整備を進めること。
4. 原子力発電所の廃炉や安全性の確保など、東海村の知識と技術の集積を全国、全世界に発信し、新たな専門分野として育成すること。

10-5. 県南・県西地域の振興

1. つくば地域は、研究開発機能の一層の充実を図るとともに、国際都市にふさわしい高次都市機能を備えた魅力ある都市づくりをめざし、行政施策の積極的な展開を図ること。
2. つくば市の中心地域と周辺地域の格差是正を図るとともに、その一体的な発展を促進するため、県として全力のバックアップをすること。
3. 土浦市とつくば市を中心とした県南に、国の内外から人々が自由に行き交うことのできる魅力的な交流空間、交流環境を整備すること。
4. つくばエクスプレス沿線地域と周辺市町村を結ぶ交通網を整備するとともに、バス等の公共交通機関による、交通弱者にも配慮した交通システムを再構築し、交流人口の増加をはかること。
5. 霞ヶ浦、筑波山、研究学園都市などを巡回する「周遊バス」を実現し、国際・国内広域観光を推進すること。
6. J R常磐線土浦駅とつくば学園都市を結ぶ軌道インフラ、新交通システムの導入をめざすとともに、当面、土浦駅とつくば駅間にはシャトルバスの運行を図ること。
7. 土浦・つくば地域に、高度技術社会に対応した人材の育成と就学機会の拡大を図るため、工科系の大学の誘致を実現すること。
8. 県南ばかりではなく、県央、鹿行からも患者が搬送されるなど救急医療、地域医療の要としての役割を担っている土浦協同病院の移転、新改築については、県として全面的なバックアップをすること。

9. 公的研究機関や大学を広く一般に開放するよう積極的な働きかけを行うこと。
10. つくば地区における研究開発の成果を活用するため、産・学・官の連携による技術開発や起業化など新産業の育成が可能となるよう全力で取り組むこと。
11. 筑波山にビジターセンターを設置するとともに、筑波山の保全活動、環境教育の拠点として積極的な利活用を図ること。
12. つくば地域の国家公務員宿舎跡地をまちづくりに有効活用するとともに、施設の老朽化対策など研究・教育機関の基盤強化を促進するよう国に要請すること。
13. 造成・開発・分譲中の工業団地は、企業の誘致に全力を挙げ、「内陸型・創造型産業圏」の育成を図ること。
14. 地域防災計画に広域避難地等を位置付けた公園については、防災機能強化を目的として、計画的に進めること。
15. 首都圏中央連絡自動車道の建設推進を国に強く働きかけるとともに、成田空港に直結する道路にふさわしい沿線開発を進め、関係地域の均衡ある発展を目指すこと。アクセス道路として、国道294号（常総拡幅）、354号（境岩井バイパス）、県道土浦竜ヶ崎線などの早期整備を図ること。
16. つくばエクスプレス沿線各駅へのアクセス向上のため、野田牛久線（都市軸道路）等の整備促進を図ること。
17. 主要な都市間を結ぶ国道6号バイパス（牛久土浦、土浦、千代田石岡）、50号バイパス（結城、下館、協和）、354号バイパス（境岩井、岩井）、354号バイパス4車線化（土浦市）、125号バイパス（つくば）などの道路整備を促進すること。国道4号の県内4車線化を早期に進めること。
18. 渋滞の緩和、安全対策、利便性の向上、さらには合併に伴うまちの一体化などを目的として、市町村から要望の強い道路の整備に積極的に取り組むこと。特に、都市計画道路宋塚大岩田線（土浦市）、真鍋神立線（土浦市）、県道飯岡石岡線バイパス（石岡市）、国道125号バイパス（つくば市）、県道石岡田伏土浦線志戸崎・田伏バイパス（かすみがうら市）、主要地方道取手つくば線バイパス（つくばみらい市）などの整備促進を図ること。
19. 筑波山周辺の沿道の改善を推進し、良好な眺望の確保と観光客が立ち寄りやすい環境整備を図ること。
20. つくばリソリンロードと霞ヶ浦自転車道を接続し、サイクルスポーツやフローライフの環境整備に努めること。両自転車専用道をさらに有効利用するために土浦駅北地区に「ロッカー」「シャワー」「休憩」の機能を持つセンターを作り、県内外の自転車愛好者の基地を作ること。なお、両自転車道の延長を各43.195kmとするなどアピール度の向上を図り話題性を強化すること。
21. JR東日本に対して、常磐線に「サイクルトレイン」の運行を求めて、県内外の交流人口増加の施策を実行すること。
22. 筑波山・霞ヶ浦を一体的に整備し、日本ジオパークの認定をめざすこと。
23. 県西地区の医療体制を強化するため、新県西拠点病院整備に全力を上げること。

10-6. 県央・鹿行地域の振興

1. 水戸市役所の建て替え計画と連動し、県都水戸の活性化策をすみやかに検討すること。
2. 海岸部の津波対策、津波避難対策を進めること。
3. 鹿島港の北公共埠頭地区、外港地区の整備を推進すること。
4. 茨城港（大洗港区）の航路の整備を推進すること。
5. 茨城中央工業団地整備事業を推進し、優良企業の誘致を推進すること。
6. 那珂川の無堤防地帯の解消、流入中小河川での逆流を防ぐ水門の整備等を早急に完了すること。
7. 都市基盤整備の基礎的条件である治水上の安全性を高めるとともに、関連事業の推進を図るため、水戸市内の河川（新川・石川川・西田川・沢渡川・境川・涸沼前川・桜

- 川) の改修事業を促進すること。
8. 国道6号酒門六差路の立体交差化を整備すること。国道6号・国道50号交差点の立体交差化を整備すること。
 9. 都市計画道路中大野中河内線の国道123号交差点から国道50号までの区間、主要地方道路水戸神栖線交点から都市計画道路梅香下千波線交点までの区間、県道下入野水戸線交点から幹線市道町付・大野線交点までの区間の整備促進を図ること。
 10. 県道内原塩崎線、茨城町境から大場町・茨城町境から鯉淵地区の間の付替えを含む拡幅整備を促進すること。
 11. 水戸神栖線の都市計画道路中大野中河内線交差点から国道6号までの間の千波十字、平須十字の主要な交差点改良及び将来的な4車線化を整備促進すること。
 12. 石岡城里線の谷津町から鯉淵町（倉田地区）までの間の整備済み区間を除く付替えを含む拡幅整備及び鯉淵町（東地区）から笠間市境までのバイパス整備を促進すること。
 13. 玉里水戸線の都市計画道路河和田飯島線交点から萱場町までの間の付替えを含む拡幅整備を促進すること。
 14. 友部内原線の笠間市境から五平町（犬塚地区）までの間の付替えを含む拡幅整備を促進すること。
 15. 真端水戸線の幹線市道31号線（堀・田野・成沢線）交点から整備完了箇所までの間の付替えを含む拡幅整備を促進すること。
 16. 国道50号交点から国道118号交点までの間の付替え及び主要な交差点改良を含む拡幅整備を促進すること。
 17. 中石崎水戸線の都市計画道路元吉田元石川線終点から茨城町境までの間の拡幅整備を促進すること。
 18. 城里那珂線の仮称・那珂川新橋の整備を促進し、那珂市境から国道123号に至る水戸市及び城里町にまたがる県道整備を促進すること。
 19. 水戸市内にある老朽化した東町運動公園プールを改築し、県民の健康づくりとスポーツ振興、さらに、地域の活性化を図ること。
 20. 水戸北スマートインターチェンジの利用促進を図ること。日立方面の乗り降りを可能とするため、フルインター化を推進すること。
 21. 東関東自動車道水戸線潮来～鉾田間の整備促進と鉾田～茨城空港北間の早期供用を、強く国に働きかけること。
 22. 梅戸橋架替に伴い、都市計画道路梅戸橋桜川線（3・3・175号線）の影響区間を整備促進すること。
 23. 水戸市芸術館との連携を図り、海外との芸術・文化の振興を促進すること。

10-7. 県北地域の振興

1. 産業の空洞化が危惧される県北地域に対して、高効率火力発電、風力発電、太陽光発電、燃料電池などの新エネルギー関連の事業者の誘致や支援を積極的に行うこと。
2. 国道6号日立バイパスの南伸工事の具体的工事開始を国に強く働きかけること。
3. 国道6号石名坂坂上（大みか町6丁目交差点）までの4車線化工事の早期施工を国に要望すること。
4. 「日立地区産業支援センター」を積極的に支援し、製造業の再生や新産業の育成に努力すること。特に、情報発信拠点としての機能を強化すること。
5. 茨城港（日立港区）の整備充実を図り、LNG（液化天然ガス）基地貯蔵施設の整備促進、完成自動車の海上輸送拠点として利用促進を図ること。
6. 日立市南部に液化天然ガスによる大規模火力発電所を誘致すること。
7. 肋骨道路の整備を促進すること。特に、国道461号の整備を促進すること。
8. 県道十王里美線（十王北通り線）の整備を促進すること。常磐線立体化工事の早期着工をはかり、国道6号への延伸を早急に具体化すること。
9. 日立市内の中小河川（瀬上川・大沼川・大川・鮎川・東連津川）の整備・改修を進め

ること。

10. 日立地区のCATVによる地域情報化事業を積極的に支援すること。さらに、県北地域の情報過疎是正に最大限の努力を図ること。
11. 日立製作所日立総合病院の産婦人科医師を確保するなど、日立市を中心とする産科医療体制を整備すること。
12. 日立製作所日立総合病院の地域救命救急センター整備を積極的に支援すること。3次救急医療機関の整備に伴い、県北地域の2次救急医療機関の充実を図ること。具体的には、秦病院の新築整備を支援すること。北茨城市民病院の全面改装を支援すること。
13. 過疎地域における自立促進対策を推進するとともに、共同体としての機能が維持できずに、消滅の危機に直面している「限界集落」の支援に積極的に取り組むこと。
14. 県北地域の魅力的なライフスタイル「いばらきさとやま生活」のさらなる促進と県北地域のブランド化を進め、交流人口の拡大と地域の活性化に取り組むこと。
15. 県北地域への観光客呼び込みのツールとして、水郡線の蒸気機関車の運行を定期的に行うこと。
16. 日本ジオパークネットワークへの加盟が認定された県北地域のジオパーク構想を積極的に支援すること。
17. 2013年完成を目指して制作が進められている映画「天心」の作成を積極的に支援し、茨城県のイメージアップ戦略を進めること。